

国土交通省直轄工事における
品質確保促進ガイドライン
参考資料編（営繕関係）

平成１７年９月

国 土 交 通 省
大 臣 官 房 地 方 課
大臣官房官庁営繕部計画課

目 次

参考 1	入札説明書例（標準型、高度技術提案型）	1
参考 2	技術資料の提出要請書例（簡易型）	29
参考 3	技術審査の様式例	51
参考 4	総合評価の審査様式例	52
参考 5	同種工事の設定例	53

〔参考１〕入札説明書例（高度技術提案型、標準型）

【 関連：「本編３－１ 技術提案の求め方」 】

一般競争入札（政府調達対象工事）において高度技術提案型及び標準型を適用する場合の入札説明書例を以下に示す。

入札説明書

〇〇地方整備局の〇〇〇〇建築（〇〇〇〇電気設備（電力又は通信）、〇〇〇〇機械設備（空調又は衛生））工事に係る入札公告（建設工事）に基づく一般競争入札等については、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

１．公告日 平成〇年〇月〇日

２．契約担当官等

支出負担行為担当官 〇〇地方整備局長 〇〇 〇〇
〇〇県〇〇市〇〇 〇丁目〇－〇

３．工事概要

- （１）工 事 名 〇〇工事（電子入札対象案件）
- （２）工事場所 〇〇県〇〇市〇〇町〇－〇－〇
- （３）工事内容 別冊図面及び別冊仕様書のとおり。
- （４）工 期 平成〇年〇月〇日まで。（予定）【繰越による工期の延長が想定される場合のみ記載する。】

[建築工事の場合]

（５）使用する主要な資機材

コンクリート〇〇m³、鉄骨〇〇t、鉄筋〇〇t、板ガラス〇〇m²

[電気設備工事の場合]

（５）使用する主要な資機材

変圧器（〇〇〇kVA、〇台）、発電機（〇〇〇kVA、〇台）、直流電源装置（〇〇〇Ah、〇台）

[暖冷房衛生設備工事の場合]

（５）使用する主要な資機材

直だき吸収冷温水機（〇〇〇USRT、〇台）、ポンプ（〇〇〇l/min、〇台）、送風機（〇〇〇m³/h、〇台）

(6) 工事の実施形態

- ① 本工事は、入札時に施工方法等の提案を受け付け、価格以外の要素と価格を総合的に評価して落札者を決定する総合評価方式の適用工事である。
- ② 本工事は、契約締結後に施工方法等の提案を受け付ける契約後V E方式の試行工事である。ただし、総合評価に係る技術提案の範囲は対象としない。
- ③ 本工事は提出資料、入札を電子入札システムで行う対象工事である。なお、紙入札の承諾に関しては、〇〇地方整備局総務部契約課に承諾願を提出するものとする。
 - (ア) 当初より、電子入札システムによりがたいものは、発注者の承諾を得て紙入札方式に代えるものとする。
 - (イ) 電子入札システムによる手続きに入った後に、紙入札方式への途中変更は原則として認めないものとするが、応札者側に止むを得ない事情があり、全体入札手続きに影響がないと発注者が認めた場合に限り、例外的に認めるものとする。
 - (ウ) 以下、本説明書において、これまでの紙入札方式による場合の記述部分は、すべて上記の発注者の承諾を前提として行われるものである。
- ④ 本工事は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務付けられた工事である。

4. 競争参加資格

- (1) 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
- (2) 〇〇地方整備局（港湾空港関係を除く。）における建築工事（電気設備工事、暖冷房衛生設備工事）に係る一般競争参加資格の認定を受けていること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、〇〇地方整備局長（以下「局長」という。）が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。）。
- (3) 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（上記(2)の再認定を受けた者を除く。）でないこと。
- (4) 〇〇地方整備局（港湾空港関係を除く。）における建築工事（電気設備工事、暖冷房衛生設備工事）に係る一般競争参加資格の認定の際に客観的事項（共通事項）について算定した点数（経営事項評価点数）が〇〇点以上であること（上記(2)の再認定を受けた者にあっては、当該再認定の際に、経営事項評価点数が〇〇点以上であること。）。

[建築工事の場合]

- (5) 平成〇年度以降に、次の①(ア)から(ウ)まで及び②の基準を満たす新営工事（躯体、

外装のほか、内装を含む建築一式工事）を元請けとして施工した実績を有すること（当該実績が平成〇年４月１日以降に完成した大臣官房官庁営繕部又は地方整備局の発注した工事（旧建設省を含む。港湾空港関係を除く。）に係る実績である場合にあっては、評定点合計が６５点未満のものを除く。また、共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が２０％以上の場合のものに限る。）。【②特殊構造条件及び複数の条件を設定する場合は「なお、①の工事と②の工事は同一の工事である必要はない。」を記載する。】

①(ア) 建物用途 〇〇又は類似施設（いずれも〇〇〇〇のものは除く。）。なお、類似施設とは、〇〇室、〇〇室及びこれらに類する室（いずれも〇〇であるものに限る。or 除く。）の面積（これに付随する共用部分を含む。）が当該施設の延べ面積の過半を占める施設を示すものとする。

(イ) 構造・階数 〇〇〇〇造地上〇〇階以上かつ地下〇階以上

(ウ) 建物規模 延べ面積〇，〇〇〇㎡以上。なお、複合用途建築物については、当該用途がその建物の過半を占めている場合には建物全体面積を実績として認めるものとし、当該用途がその建物の過半に満たない場合にあっては、当該用途に係る延べ面積（これに付随する共用部分を含む）を満たしているものについては同等の実績として認めることとする（「これに付随する共用部分」とは、当該用途に直接的かつ専用に付随している部分を指し、他の用途に供する部分とも共用となっている部分は含まれない。）。

② 特殊構造条件 【対象工事の内容に応じ適宜設定する。】

なお、本競争の参加希望者が経常建設工事共同企業体である場合は、構成員のうち１社は平成〇年度以降に、上記①(ア)から(ウ)まで及び②の基準を満たす新営工事（躯体、外装のほか、内装を含む建築一式工事）を元請けとして施工した実績を有し、その他の構成員は平成〇〇年度以降に、次の(カ)から(ク)までの基準を満たす新営工事（躯体、外装のほか、内装を含む建築一式工事）を元請けとして施工した実績を有すること（当該実績が平成〇年４月１日以降に完成した大臣官房官庁営繕部又は地方整備局の発注した工事（旧建設省を含む。港湾空港関係を除く。）に係る実績である場合にあっては、評定点合計が６５点未満のものを除く。また、共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が２０％以上の場合のものに限る。）。

(カ) 建物用途 〇〇又は類似施設（いずれも〇〇〇〇のものは除く。）。なお、類似施設とは、〇〇室、〇〇室及びこれらに類する室（いずれも〇〇であるものに限る。or 除く。）の面積（これに付随する共用部分を含む。）が当該施設の延べ面積の過半を占める施設を示すものとする。

(キ) 構造・階数 〇〇〇〇造地上〇〇階以上

(ク) 建物規模 延べ面積〇，〇〇〇㎡以上。なお、複合用途建築物については、当該用途がその建物の過半を占めている場合には建物全体面積を実績として認めるものとし、当該用途がその建物の過半に満たない場合にあっては、当該用途に係る延べ面積（これに付随する共用部分を含む）を満たしているものについては同等の実績として認めることとする（「これに付随する共用部分」とは、当該用途に直接的かつ専用に付随している部分を指し、他の用途に供する部分とも共用となっている部分は含まれない。）。

ても、当該用途に係る延べ面積（これに付随する共用部分を含む。）を満たしているものについては同等の実績として認めることとする（「これに付随する共用部分」とは、当該用途に直接的かつ専用に付随している部分を指し、他の用途に供する部分とも共用となっている部分は含まれない。）。

[電気設備工事の場合]

(5) 平成○年度以降に、次の①(ア)から(エ)まで及び②の基準を満たす新設の電気設備工事（工事種目についてのシステム一式工事）を元請けとして施工した実績を有すること当該実績が平成○年4月1日以降に完成した大臣官房官庁営繕部又は地方整備局の発注した工事（旧建設省を含む。港湾空港関係を除く。）に係る実績である場合にあっては、評定点合計が65点未満のものを除く。また、共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。）。

ただし、建築一式工事における施工実績は含まない。【②特殊設備条件及び複数の条件を設定する場合は「なお、①の工事と②の工事は同一の工事である必要はない。」を記載する。】

①(ア) 建物用途 ○○又は類似施設（いずれも○○○○のものは除く。）。なお、類似施設とは、○○室、○○室及びこれらに類する室（いずれも○○であるものに限る。or 除く。）の面積（これに付随する共用部分を含む。）が当該施設の延べ面積の過半を占める施設を指すものとする。

(イ) 階 数 ○○階以上

(ウ) 建物規模 延べ面積○, ○○○㎡以上。なお、複合用途建築物については、当該用途がその建物の過半を占めている場合には建物全体の面積を実績として認めるものとし、当該用途がその建物の過半に満たない場合にあっては、当該用途に係る延べ面積（これに付随する共用部分を含む。）を満たしているものについては同等の実績として認めることとする（「これに付随する共用部分」とは、当該用途に直接的かつ専用に付随している部分を指し、他の用途に供する部分とも共用となっている部分は含まれない。）。

(エ) 工事種目 電灯設備及び火災報知設備

② 特殊設備条件 【対象工事の内容に応じ適宜設定する。】

なお、本競争の参加希望者が経常建設工事共同企業体である場合は、構成員のうち1社は平成○年度以降に、上記①(ア)から(エ)まで及び②の基準を満たす新設の電気設備工事（工事種目についてのシステム一式工事）を元請けとして施工した実績を有し、その他の構成員は平成○年度以降に、次の(カ)から(ケ)までの基準を満たす新設工事（工事種目についてのシステム一式工事）を元請けとして施工した実績を有すること当該実績が平成○年4月1日以降に完成した大臣官房官庁営繕部又は地方整備局の発注した工事（旧建設省を

含む。港湾空港関係を除く。)に係る実績である場合にあっては、評定点合計が65点未満のものを除く。また、共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。)

ただし、建築一式工事における施工実績は含まない。

(カ) 建物用途 ○○又は類似施設(いずれも○○○○のものは除く。)。なお類似施設とは、○○室、○○室及びこれらに類する室(いずれも○○であるものに限る。or 除く。)の面積(これに付随する共用部分を含む。)が当該施設の延べ面積の過半を占める施設を指すものとする。

(キ) 階 数 ○○階以上

(ク) 建物規模 延べ面積○, ○○○㎡以上。なお、複合用途建築物については、当該用途がその建物の過半を占めている場合には建物全体の面積を実績として認めるものとし、当該用途がその建物の過半に満たない場合にあっては、当該用途に係る延べ面積(これに付随する共用部分を含む。)を満たしているものについては同等の実績として認めることとする(「これに付随する共用部分」とは、当該用途に直接的かつ専用に付随している部分を指し、他の用途に供する部分とも共用となっている部分は含まれない。)

(ケ) 工事種目 電灯設備及び火災報知設備

[暖冷房衛生設備工事の場合]

(5) 平成○年度以降に、次の①(ア)から(エ)まで及び②の基準を満たす新設の暖冷房衛生設備工事(工事種目についてのシステム一式工事)を元請けとして施工した実績を有すること当該実績が平成○年4月1日以降に完成した大臣官房官庁営繕部又は地方整備局の発注した工事(旧建設省を含む。港湾空港関係を除く。)に係る実績である場合にあっては、評定点合計が65点未満のものを除く。また、共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。)

ただし、建築一式工事における施工実績は含まない。【②特殊設備条件及び複数の条件を設定する場合は「なお、①の工事と②の工事は同一の工事である必要はない。」を記載する。】

①(ア) 建物用途 ○○又は類似施設(いずれも○○○○のものは除く。)。なお、類似施設とは、○○室、○○室及びこれらに類する室(いずれも○○であるものに限る。or 除く。)の面積(これに付随する共用部分を含む。)が当該施設の延べ面積の過半を占める施設を指すものとする。

(イ) 階 数 ○○階以上

(ウ) 建物規模 延べ面積○, ○○○㎡以上。なお、複合用途建築物については、当該用途がその建物の過半を占めている場合には建物全体面積を実績として認めるものとし、当該用途がその建物の過半に満たない場合に

あっても、当該用途に係る延べ面積(これに付随する共用部分を含む。)を満たしているものについては同等の実績として認めることとする(「これに付随する共用部分」とは、当該用途に直接的かつ専用に付随している部分を指し、他の用途に供する部分とも共用となっている部分は含まれない。)

(エ) 工事種目 空気調和設備及び排水設備

② 特殊設備条件 【対象工事の内容に応じ適宜設定する。】

なお、本競争の参加希望者が経常建設工事共同企業体である場合は、構成員のうち1社は平成〇〇年度以降に、上記①(ア)から(エ)まで及び②の基準を満たす新設の暖冷房衛生設備工事(工事種目についてのシステム一式工事)を元請けとして施工した実績を有し、その他の構成員は平成〇〇年度以降に、次の(カ)から(ケ)までの基準を満たす新設工事(工事種目についてのシステム一式工事)を元請けとして施工した実績を有すること当該実績が平成〇年4月1日以降に完成した大臣官房官庁営繕部又は地方整備局の発注した工事(旧建設省を含む。港湾空港関係を除く。)に係る実績である場合にあっては、評定点合計が6.5点未満のものを除く。また、共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。)

ただし、建築一式工事における施工実績は含まない。

(カ) 建物用途 〇〇又は類似施設(いずれも〇〇〇〇のものは除く。)。なお、類似施設とは、〇〇室、〇〇室及びこれらに類する室(いずれも〇〇であるものに限る。or 除く。)の面積(これらに付随する共用部分を含む。)が当該施設の延べ面積の過半を占める施設を指すものとする。

(キ) 階 数 〇〇階以上

(ク) 建物規模 延べ面積〇, 〇〇〇㎡以上。なお、複合用途建築物については、当該用途がその建物の過半を占めている場合には建物全体面積を実績として認めるものとし、当該用途がその建物の過半に満たない場合にあっては、当該用途に係る延べ面積(これに付随する共用部分を含む。)を満たしているものについては同等の実績として認めることとする(「これに付随する共用部分」とは、当該用途に直接的かつ専用に付随している部分を指し、他の用途に供する部分とも共用となっている部分は含まれない。)

(ケ) 工事種目 空気調和設備及び排水設備

(6) 工程管理に対する技術的所見が適正であること。

(7) 次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者を当該工事に専任で配置できること。

[建築工事の場合]

① 1級建築施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。なお、「これと同等以上の資格を有する者」とは、1級建築士の免許を有する者又は国土交

通大臣若しくは建設大臣が１級施工管理技師と同等以上の能力を有する者と認定した者である。

- ② 平成○年度以降に、上記(5)①(ア)から(ウ)までの基準を満たす新営工事（躯体、外装のほか、内装を含む建築一式工事）で元請けとしての経験を有する者であること（共同企業体の構成員としての経験は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。）。ただし、本競争の参加希望者が経常建設工事共同企業体である場合は、構成員のうちいずれか１社の主任技術者又は監理技術者が上記の経験を有していればよい。

なお、当該実績が平成○年４月１日以降に完成した大臣官房官庁営繕部又は地方整備局の発注した工事（旧建設省を含む。港湾空港関係を除く。）に係る実績である場合にあっては、評定点合計が６５点未満のものを除く。

[電気設備工事の場合]

- ① １級電気工事施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。なお、「同等以上の資格を有する者」とは、技術士（電気電子部門、建設部門又は総合技術監理部門（選択科目を電気電子部門又は建設部門に係るものとする者に限る。）に合格した者）又は国土交通大臣若しくは建設大臣が１級電気工事施工管理技士と同等以上の能力を有すると認定した者とする。
- ② 平成○年度以降に、上記(5)①(ア)から(ウ)までの基準を満たす新設の電気設備工事（工事種目についてのシステム一式工事）で元請けとして工事種目についてのシステム一式工事の経験を有する者であること（共同企業体の構成員としての経験は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。）。ただし、建築一式工事における工事経験は含まない。また、本競争の参加希望者が経常建設工事共同企業体である場合は、構成員のうちいずれか１社の主任技術者又は監理技術者が上記の経験を有していればよい。

なお、当該実績が平成○年４月１日以降に完成した大臣官房官庁営繕部又は地方整備局の発注した工事（旧建設省を含む。港湾空港関係を除く。）に係る実績である場合にあっては、評定点合計が６５点未満のものを除く。

[暖冷房衛生設備工事の場合]

- ① １級管工事施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。なお、同等以上の資格を有する者とは、技術士（機械部門（選択科目を「流体力学」又は「熱工学」とする者に限る。）、上下水道部門、衛生工学部門又は総合技術監理部門（選択科目を「流体力学」、「熱工学」又は上下水道部門若しくは衛生工学部門に係るものとする者に限る。）に合格した者。）、「技術士法施行規則の一部を改正する省令（平成15年文部科学省令第36号）」による改正前の技術士（機械部門（選択科目を「流体機械」又は「暖冷房及び冷凍機械」とする者に限る。）、水道部門又は総合技術監理部門（選択科目を「流体機械」、「冷暖房及び冷凍機械」又は水道部門若しくは衛生工学部門に係るものとする者に限る。）に合格した者。）又は国土交通大臣若しくは建設大臣が１

級管工事施工管理技士と同等以上の能力を有すると認定した者とする。

② 平成○年度以降に、上記(5)①(ア)から(ウ)までの基準を満たす新設工事（工事種目についてのシステム一式工事）で元請けとしての経験を有する者であること（共同企業体の構成員としての経験は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。）。ただし、建築一式工事における工事経験は含まない。また、本競争の参加希望者が経常建設工事共同企業体である場合は、構成員のうちいずれか1社の主任技術者又は監理技術者が上記の経験を有していればよい。

なお、当該実績が平成○年4月1日以降に完成した大臣官房官庁営繕部又は地方整備局の発注した工事（旧建設省を含む。港湾空港関係を除く。）に係る実績である場合にあっては、評定点合計が65点未満のものを除く。

③ 監理技術者にあっては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者又はこれに準ずる者であること。なお、「これに準ずる者」とは、以下の者をいう。

- ・平成○年○月○日以前に交付を受けた監理技術者資格者証を有する者。
- ・平成○年○月○日以前に監理技術者講習を受けた者であって、平成○年○月○日以後に監理技術者資格者証の交付を受けた者である場合には、監理技術者資格証及び指定講習受講修了証を有する者。

④ 配置予定の監理技術者にあっては直接的かつ恒常的な雇用関係が必要であるので、その旨を明示することができる資料を求めることがあり、その明示がなされない場合は入札に参加できないことがある。

(8) 競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び競争参加資格確認資料（以下「資料」という。）の提出期限の日から開札の時までの時期に、局長から工事請負契約に係る指名停止等の措置要領（昭和59年3月29日付け建設省厚第91号）に基づく指名停止を受けていないこと。

(9) ○○地方整備局における当該工種工事のうち、平成12年4月1日以降に完成した工事がある場合においては、当該工事に係る工事成績評定表の評定点合計の平均が○○点以上であること。

(10) 上記3.(1)に示した工事に係る設計業務等の受託者又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。【受託者が設計共同体である場合は「上記3.(1)に示した工事に係る設計業務等の受託者である設計共同体の各構成員又は当該構成員と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。」とする。】

(11) 入札に参加しようとする者の間に以下の基準のいずれかに該当する関係がないこと（基準に該当する者のすべてが共同企業体の代表者以外の構成員である場合を除く。）。
なお、上記の関係がある場合に、辞退する者を定めることを目的に当事者間で連絡を取ること、競争契約入札心得第4条の3第2項の規定に抵触するものではないことに留意すること。

① 資本関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、子会社又は子会社の一方が更生会社又は再生手続が存続中の会社である場合は除く。

(イ)親会社と子会社の関係にある場合

(ロ)親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

② 人的関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、(イ)については、会社の一方が更生会社又は再生手続が存続中の会社である場合は除く。

(イ)一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合

(ロ)一方の会社の役員が、他方の会社の管財人を現に兼ねている場合

③ その他入札の適正さが阻害されると認められる場合

その他上記①又は②と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合。

(12) 総合評価方式に係る「□□□の提案に係わる具体的な施工計画」が適正であること。

「□□□の提案に係わる具体的な施工計画」の提出にあたって、入札説明書の別冊図面及び別冊仕様書に参考として示された図面及び仕様書等（以下「標準案」という。）の内容と異なる施工方法（以下「技術提案」という。）で施工する場合は、その内容を示した施工計画書を提出すること。技術提案が適正と認められない場合に、標準案に基づいて施工する意思がある場合には、標準案による施工計画を併せて提出すること。

5. 総合評価に関する事項

(1) 入札の評価に関する基準

本工事の総合評価に関する評価項目、評価基準及び得点配分は次のとおりとする。

① □□□の提案に係わる具体的な施工計画を評価する。

② 配置予定技術者の能力をヒアリング結果に基づき評価する。

③ □□□（提案値）を評価する。提案の単位は〇〇単位とする。

(ア) □□□の提案に係わる具体的な施工計画

評価内容	評価基準	配点	得点
技術提案の実現性、有効性を確認するための 施工計画の適切性 ・与条件との整合性 ・技術的裏付け 等	施工計画が現地の環境条件（地質、環境、地域特性等）を踏まえて適切であり、優位な工夫が見られる	〇〇	/ 〇〇
	施工計画が現地の環境条件を踏まえており適切	〇〇	
	不適切ではないが、一般的な事項のみの記載となっている	〇〇	

(イ) 配置予定技術者の能力（ヒアリング）

評価内容	評価基準	配点	得点
技術者の専門技術力 ・関連分野における施工経験や知識量	実績として挙げた工事の担当分野に中心的・主体的に参画し、創意工夫等の積極的な取り組みが確認できる	〇〇	/ 〇〇

・担当工事における主体性、創意工夫の取り組み	実績として挙げた工事の担当分野において適切な工事管理を行ったことが確認できる	〇〇	
	その他	〇〇	
当該工事の理解度・取り組み姿勢 ・当該工事の施工上の課題や問題点等の理解度 ・課題への対応に関する技術的な裏付け ・疑問点等に対する質問等の積極性	当該工事について適切に理解した上で、施工上の提案等積極的な取り組み姿勢が見られる	〇〇	/ 〇〇
	当該工事について適切に理解している	〇〇	
	その他	〇〇	
技術者のコミュニケーション力	質問に対する応答が明快、かつ迅速である	〇〇	/ 〇〇
	その他	〇〇	

(ウ) □□□ (提案値)

評価内容	評価基準	得点
社会的要請への対応に関する技術提案内容： ・環境の維持 ・特別な安全対策 ・省資源対策 ・リサイクル対策	社会的要請への対応に関する技術提案内容について： ・提案数値による定量評価 ・提案内容に対する定性評価 (優/良/可の判定、等)	/ 〇〇
	(環境の維持に関する具体的な評価項目例) ・施工騒音・振動の低減値 ・粉塵発生の抑制 ・CO ₂ 排出の抑制 等 (特別な安全対策に関する具体的な評価項目例) ・円滑な工事車両の誘導 ・既存施設利用者の安全確保 等 (省資源対策又はリサイクル対策に関する具体的な評価項目例) ・リサイクル製品の活用 ・建設副産物の抑制 等	

(2) 総合評価の方法

① 標準点

(1)「入札の評価に関する基準」に示す評価項目の提案及び提案値が標準案と同等以上の者には標準点100点を与え、さらに良好な提案及び提案値に加算点を下記のとおり与える。なお、標準案に基づく入札参加者には、標準点100点のみを与え、加算点は与えない。

② 加算点

加算点は、(1)「入札の評価に関する基準」に示す評価項目について、(ア)、(イ)及び(ウ)により加算点を与える。

③ 価格、提案及び提案値に係わる総合評価は、①及び②により得られる標準点と加算点の合計を、当該入札者の入札価格で除して得た評価値をもって行う。

(3) 落札者の決定方法

- ① 入札参加者は、価格及び(1)「入札の評価に関する基準」に示す評価項目の提案及び提案値をもって入札し、次の(ア)から(ウ)の全ての要件に該当する者のうち、(2)「総合評価の方法」によって算出された数値(以下「評価値」という。)の最も高い者を落札者とする。ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされない恐れがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなる恐れがあつて著しく不適當であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内で、発注者の定める最低限の要求要件を全て満たして入札した他の者のうち、評価値の最も高い者を落札者とすることがある。
- (ア) 入札価格が予定価格の制限の範囲内であること。
- (イ) 提案及び提案値が最低限の要求要件(標準案)を満たしていること。
- (ウ) 評価値が、標準点(100点)を予定価格で除した数値(以下「基準評価値」という。)に対して下回らないこと。
- ② ①において、評価値の最も高い者が2人以上あるときは、該当者にくじを引かせて落札者を決める。

(4) 評価内容の担保

実際の施工に際しては、技術資料に記載した施工方法により施工し、入札書に記載した提案値及び提案内容を満たす施工を行うものとする。

受注者の責により提案内容及び提案値を満たす施工が行われない場合は、再度の施工を行う。再度の施工が困難あるいは合理的でない場合は、契約金額の減額、損害賠償の請求等を行う。

あわせて、以下により工事成績評点を減ずる措置を行う。

① □□□の提案に係わる具体的な施工計画

技術提案の内容どおり実施できなかった場合は○点減点する。

② □□□(提案値)

技術提案の提案値を満たさない場合は○○につき○点を減点する。

なお、技術的所見に記載された内容に対する履行状況が、特に悪質と認められる場合は29.(3)の扱いとする。

6. 設計業務等の受託者等

(1) 4.(9)の「3.(1)に示した工事に係る設計業務等の受託者」とは、次に掲げる者である。

・○○設計株式会社

(2) 4.(9)の「当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者」【受託者が設計共同体である場合は「当該構成員と資本若しくは人事面において関連がある建設

業者」とする。以下同様。】とは、次の①又は②に該当する者である。

- ① 当該受託者の発行済株式総数の 100 分の 50 を超える株式を有し、又はその出資の総額の 100 分の 50 を超える出資をしている建設業者
- ② 建設業者の代表権を有する役員が、当該受託者の代表権を有する役員を兼ねている場合における当該建設業者

7. 担当部局

〒〇〇〇-〇〇〇〇 住所

〇〇地方整備局 総務部 契約課 〇〇係 〇〇 〇〇

電話 〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇 (代表) 内線〇〇〇

8. 競争参加資格の確認等

- (1) 本競争の参加希望者は、4. に掲げる競争参加資格を有することを証明するため、次に従い、申請書及び資料を提出し、支出負担行為担当官から競争参加資格の有無について確認を受けなければならない。

4. (2) の認定を受けていない者も次に従い申請書及び資料を提出することができる。この場合において、4. (1) 及び (3) から (11) までに掲げる事項を満たしているときは、開札の時ににおいて4. (2) に掲げる事項を満たしていることを条件として競争参加資格があることを確認するものとする。当該確認を受けた者が競争に参加するためには、開札の時ににおいて4. (2) に掲げる事項を満たしていなければならない。

なお、期限までに申請書及び資料を提出しない者並びに競争参加資格がないと認められた者は、本競争に参加することができない。

- ① 提出期間： 平成〇年〇月〇日 () から平成〇年〇月〇日 () まで (日曜日、土曜日及び祝日を除く。) 〇時〇分から〇時〇分まで
- ② 提出場所： 7. に同じ。
- ③ 提出方法： 申請書及び資料の提出は、電子入札システムにより受付を行う。ただし、発注者の承諾を得て紙入札とする場合は、提出場所へ持参。郵送の場合は (郵便書留等) 受付期間内必着で1部提出すること。

- (2) 申請書は、別記様式1により作成すること。
- (3) 4. (5) の同種の工事の施工実績及び4. (7) の配置予定の技術者の同種の工事の経験の確認を行うにあたっては、効力を有する政府調達に関する協定を適用している国及び地域並びに我が国に対して建設市場が開放的であると認められる国及び地域以外の国又は地域に主たる営業所を有する建設業者にあつては、我が国における同種の工事の施工実績及び経験をもって行う。
- (4) 資料は、次に従い作成することとし、提出書類は表紙を1頁とした通し番号を付するとともに全頁数を表示する (1/〇〇~〇〇/〇〇)。

なお、①の同種の工事の施工実績及び②の配置予定の技術者の同種の工事の経験について

ては、平成○年度以降に、工事が完成し、引渡しが済んでいるものに限り記載することとし、「同種の工事の施工実績」（別記様式２）に記載する工事及び「主任（監理）技術者等の資格・工事経験」（別記様式３）の「工事の経験の概要」に記載する工事が平成○年４月１日以降に完成した大臣官房官庁営繕部又は地方整備局の発注した工事（旧建設省を含む。港湾空港関係を除く。）である場合にあっては、当該工事に係る工事成績評定通知書の写しを添付すること。

① 施工実績

４．（５）に掲げる資格があることを判断できる同種の工事の施工実績を別記様式２に記載すること。ただし、経常建設共同企業体にあっては、全ての構成員の施工実績をそれぞれ記載すること。なお、記載する同種の工事の施工実績の件数は１件でよい。

② 配置予定の技術者

４．（７）に掲げる資格があることを判断できる配置予定の技術者の資格、同種の工事の経験及び申請時における他工事の従事状況等を別記様式３に記載すること。記載する同種の工事の経験の件数は１件でよい。なお、配置予定の技術者として複数の候補技術者の資格及び同種の工事の経験を記載することもできる。ただし、経常建設共同企業体にあっては、同種工事の経験については、１人の主任技術者又は監理技術者について記載すること。

また、同一の技術者を重複して複数工事の配置予定の技術者とする場合において、他の工事を落札したことにより配置予定の技術者を配置することができなくなったときは、入札してはならず、申請書を提出した者は、直ちに当該申請書の取下げを行うこと。他の工事を落札したことにより配置予定の技術者を配置することができないにもかかわらず入札した場合においては、指名停止措置要領に基づく指名停止を行うことがある。

③ 施工計画

４．（６）に掲げる資格があることを判断できる工程管理に対する技術的所見を別記様式４に記載すること。

④ □□□の提案に係わる具体的な施工計画（技術提案）

４．（１２）に掲げる資格があることを判断できる技術提案を別記様式５に記載すること。施工計画を適正と認めることにより、設計図書において指定しない部分等の工事に関する請負者の責任が、軽減されるものではない。

□□□の提案については、その後の工事において、その提案内容が一般的に使用されている状態になった場合は、無償で利用できるものとする。ただし、工業所有権等の排他的権利を有する提案については、この限りでない。なお、発注者は、提案内容に関する事項が提案者以外の者に知られることのないように取り扱うものとする。また、提案者の了承を得ることなく提案の一部のみを採用することはしない。ただし、落札者の提案については、採用した理由の説明を求められた場合に他者に比べ優位な点を公表することがある。

施工計画の審査は、施工計画が現地の環境条件（地形、地質、環境、地域特性等）を踏

まえた適切な内容であるか審査する。

施工計画を作成するにあたっては、他機関及び他工事との調整が必要となる施工計画の提案は原則認めない。

「□□□の提案に係わる具体的な施工計画」の採否については、競争参加資格認定結果の通知に併せて書面により通知する。その際、施工計画が適正と認められなかった場合には、その理由を付して通知する。

⑤ 契約書の写し【契約書の写しの提出を求める場合のみ記載する。】

上記①の同種の工事の施工実績として記載した工事に係る契約書の写しを提出すること。ただし、当該工事が、財団法人日本建設情報総合センターの「工事実績情報システム（CORINS）」に登録されている場合は、契約書の写しを提出する必要はない。

(5) 競争参加資格確認資料のヒアリング【必要に応じて実施する。】

競争参加資格確認資料のヒアリングを次の要領で行う。

(ア) 日 時： 平成○年○月○日（○）から平成○年○月○日（○）のいずれかの日

(イ) 場 所： 〒○○○-○○○○ 住所

○○地方整備局 ○○部○○課○○係

電話 ○○-○○○○-○○○○（代表）

内線 ○○○, ○○○

(ウ) その他： 企業別のヒアリング日時については、追って連絡する。なお、出席者は配置予定技術者及び技術資料の説明ができる者とする。

(6) 競争参加資格の確認は、申請書及び資料の提出期限の日をもって行うものとし、その結果は平成○年○月○日（○）までに電子入札システムにて通知する。（ただし、書面により申請した場合は、書面にて通知する。）

(7) 技術提案書の改善

技術提案書の改善については下記のいずれかの場合によるものとする。

①技術提案書の記載内容について、発注者が審査した上で(8)に示す期間に改善を求め、提案者が応じた場合。

②技術提案書の記載内容について、(8)に示す期間に提案者が改善の提案を行った場合。

なお、改善された再技術提案書の提出内容は修正箇所のみでよいものとするが、発注者が必要に応じて要求する資料の提出には応じなければならない。

また、本工事の契約後、技術提案の改善に係る過程について、その概要を公表するものとする。

(8) 技術提案書の改善、又は改善を提案する期間等

技術提案の改善、又は改善を提案する期間については下記のとおりとする。

日 時：平成○年○月○日（○）から平成○年○月○日（○）まで。

なお、方法・場所は追って通知する。

(9) 再技術提案書の提出期間等

① 提出期間： 平成○年○月○日（○）から平成○年○月○日（○）までの閉庁日を除

く毎日、〇時〇分から〇時〇分まで

② 提出場所： 7. と同じ。

③ 提出方法： 申請書及び資料の提出方法に同じ。

(10) 再技術提案書のヒアリング

再技術提案書のヒアリングは次の要領で行う。

① 日 時： 平成〇年〇月〇日（〇）から平成〇年〇月〇日（〇）のいずれかの日

② 場 所： 〒〇〇〇〇－〇〇〇〇 住所

〇〇地方整備局

③ その他： 企業別のヒアリングの日時及び場所は追って通知する。出席者は、配置予定技術者及び再技術提案書の内容を説明できる者とする。

(11) その他

① 申請書及び資料の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。

② 支出負担行為担当官は、提出された申請書及び資料を競争参加資格の確認以外に提出者に無断で使用しない。

③ 提出された申請書及び資料は、返却しない。

④ 提出期限以降における申請書又は資料の差し替え及び再提出は認めない。

⑤ 申請書及び資料に関する問い合わせ先

8. (1)、(2) 及び (6) に関して： 7. に同じ。

8. (3) から (5) 及び (7) から (10) に関して：

〒〇〇〇〇－〇〇〇〇 住所

〇〇地方整備局 〇〇部〇〇課〇〇係

電話 〇〇－〇〇〇〇－〇〇〇〇（代表）内線〇〇〇

⑥ 電子入札システムにより申請書及び資料を提出する場合は、配布された様式(FD)【Word2002 又は一太郎 12 または Excel2002 で保存】で作成を行うものとし、複数の書類は1つのファイルにまとめ、ファイル容量は1MB 以内で作成を行う。申請書及び資料が1MB 以上となる場合は目録のみ送信し、別途 M0 や CD-ROM 等を平成〇年〇月〇日（〇）〇時〇分までに持参又は郵送（書留郵便に限る。）する。

9. 予定価格算定時における施工計画の活用方法【高度技術提案型の場合に記載する】

発注者は、技術提案書における施工計画の範囲については、審査の結果を踏まえて、予定価格を作成する上で適切な計画を活用して予定価格を算定するものとする。なお、適切な施工計画の選定に当たっては、各社の計画の部分的な内容の組合せは行わないものとする。

10. 競争参加資格がないと認めた者に対する理由の説明

(1) 競争参加資格がないと認められた者は、支出負担行為担当官に対して競争参加資格が無いと認めた理由について、次により説明を求めることができる。

- ① 提出期限： 平成○年○月○日（○）○時○分。
 - ② 提出場所： 上記7.に同じ。
 - ③ 提出方法： 電子入札システムにより提出すること。ただし、地方整備局長の承諾を得た場合は、紙を提出場所に持参するものとする。
- (2) 支出負担行為担当官は、説明を求められたときは、平成○年○月○日（○）までに説明を求めた者に対し電子入札システム(紙による説明要求の場合は、紙)により回答する。

11. 入札説明書に対する質問

- (1) この入札説明書に対する質問がある場合においては、次により提出すること。
- ① 受領期間： 平成○年○月○日（ ）から平成○年○月○日（ ）まで。持参する場合は、上記期間の日曜日、土曜日及び祝日を除く毎日、○時○分から○時○分まで。
 - ② 提出場所： 7に同じ。
 - ③ 提出方法： 電子入札システムにより提出すること。ただし、地方整備局長の承諾を得た場合は、紙を持参することにより提出するものとする。
- (2) (1) の質問に対する回答書は、次のとおり電子入札システムにより閲覧に供する。
- ① 期 間： 平成○年○月○日（ ）から平成○年○月○日（ ）までの日曜日、土曜日及び祝日を除く毎日、○時○分から○時○分まで。

12. 入札及び開札の日時及び場所等

- (1) 入札日時： 平成○年○月○日（ ）○時○分。（ただし、郵便による入札の受領期限は、平成○年○月○日（ ）○時○分）
- (2) 入札場所： 〒○○○-○○○○ ○○県○○市○○町○-○-○
○○地方整備局○○○（ただし、郵便による入札の提出場所は、○○地方整備局総務部契約課）
- (3) 開札日時： 平成○年○月○日（ ）○時○分。
- (4) 開札場所： 入札場所に同じ。
- (5) そ の 他： 紙競争入札の執行に当たっては、支出負担行為担当官により競争参加資格があることが確認された旨の通知書の写しを持参すること。ただし、郵便による入札の場合は、当該通知書を表封筒と入札書を入れた中封筒の間にに入れて郵送すること。

13. 入札方法等

- (1) 入札書は、電子入札システムにより提出すること。ただし、○○地方整備局長の承諾を得た場合は、持参又は郵送（書留郵便に限る。）すること。電送（ファクシミリ）による入札は認めない。
- (2) 落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当す

る額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(3) 入札執行回数は、原則として2回を限度とする。

14. 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金 免除。

(2) 契約保証金 納付（保管金の取扱店 ○○銀行○○支店）。ただし、利付国債の提供（保管有価証券の取扱店 ○○銀行○○支店）又は金融機関若しくは保証事業会社の保証（取扱官庁 ○○地方整備局）をもって契約保証金の納付に代える事ができる。また、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金を免除する。

なお、契約保証金の額、保証金額又は保険金額は、請負代金額の10分の1以上とする。

15. 工事費内訳書の提出

(1) 第1回の入札に際し、第1回の入札書に記載される入札金額に対応した工事費内訳書の提出を求める。電子による入札の場合は、入札書に内訳書ファイルを添付し同時送付すること。ただし入札参加者が紙による入札を行う場合には、工事費内訳書は表封筒と入札書を入れた中封筒の間に入れて、表封筒及び中封筒に各々封緘をして提出すること。

(2) 工事費内訳書の様式は自由であるが、記載内容は最低限、数量、単価、金額等を明らかにすること。（ただし、発注者名、商号又は名称、代表者名、住所及び工事名を記載するとともに、押印すること。）なお、電子入札システムによる場合は、Excel 形式で作成を行う。

(3) 工事費内訳書は、参考図書として提示を求めるものであり、入札及び契約上の権利義務を生じるものではない。

16. 開札

開札は、電子入札システムにより行うこととし、入札事務に関係のない職員を立ち会わせて行う。

ただし、○○地方整備局長の承諾を得て、入札参加者が紙による入札を行う場合には、工事費内訳書は表封筒と入札書を入れた中封筒の間に入れて、表封筒及び中封筒に各々封緘をして提出すること。

入札参加者が紙による入札を行う場合には、当該紙による入札参加者は開札時に立ち会うこと。

一回目の開札に立ち会わない紙による入札参加者は、再度入札を行うこととなった場合には再度入札を辞退したものとして取り扱われること。

17. 入札の無効

入札公告に示した競争参加資格のない者のした入札、申請書又は資料に虚偽の記載をした者のした入札並びに別冊現場説明書及び別冊〇〇地方整備局競争契約入札心得において示した条件等入札に関する条件に違反した入札は無効とし、無効の入札を行った者を落札者としていた場合には落札決定を取り消す。

なお、支出負担行為担当官により競争参加資格のある旨確認された者であっても、開札の時ににおいて4.に掲げる資格のない者は、競争参加資格のない者に該当する。

18. 落札者の決定方法

予決令第 79 条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で、上記5.（3）に定めるところに従い評価値の最も高い者を落札者とする。ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又は、その者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不適当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最低の価格をもって入札した者を落札者とすることがある。

19. 配置予定監理技術者の確認

落札者決定後、CORINS等により配置予定の監理技術者の専任制違反の事実が確認された場合、契約を結ばないことがある。なお、病休・死亡・退職等極めて特別な場合でやむを得ないとして承認された場合の外は、申請書の差し替えは認められない。病気等特別な理由により、やむを得ず配置技術者を変更する場合は、4.（7）に掲げる基準を満たし、かつ当初の配置予定技術者と同等以上の者を配置しなければならない。

20. 別に配置を求める技術者

専任の監理技術者の配置が義務付けられている工事であって、低入札価格調査基準価格を下回った価格をもって契約する場合において、〇〇地方整備局管内で入札日から過去2年以内に完成した工事、又は入札時点で施工中の工事に関して、次の①から④までのいずれかに該当するときは、監理技術者とは別に、4.（7）に定める要件と同一の要件（4.（7）②なお書に掲げる工事経験を除く。）を満たす技術者を、専任で1名現場に配置することとする。

- ① 65点未満の工事成績評定を通知された者
- ② 発注者から施工中又は施工後において工事請負契約書に基づいて修補（軽微な手直し等を除く。）又は損害賠償を請求された者。
- ③ 品質管理、安全管理に関し、指名停止又は部局長若しくは総括監督員による書面による警告若しくは注意の喚起を受けた者

④ 自らに起因して工期を大幅に遅延させた者

なお、当該技術者は、施工中、監理技術者を補助し、監理技術者と同様の職務を行うものとする。

また、上記の技術者を求めることとなった場合には、その氏名その他必要な事項を監理技術者の通知と同様に契約担当官等に通知するものとする。

21. 手続における交渉の有無 無。

22. 契約書作成の要否等

別冊契約書案により、契約書を作成するものとする。

23. 支払条件

前金払、中間前金払及び部分払は次のとおりとする。

(1) 前金払

	初年度	2年度
前 払 金		

(2) 中間前払金及び部分払

選 択	区 分	初年度	2年度
中間前金払を 選択した場合	中間前払金		
	部 分 払		
中間前金払を 選択しない場合	部 分 払		

(3) 低入札価格調査を受けたものとの契約については別冊契約書案第34条第1項中「10分の4」を「10分の2」とし、第5項、第6項及び第7項もこれに準じて割合変更する。

24. 火災保険付保の要否 ○○。

25. 当該工事に直接関連する他の工事の請負契約を当該工事の請負契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無 ○○。

26. 苦情申立て

本手続における競争参加資格の確認その他の手続に関し、「政府調達に関する苦情の処理手続（平成7年12月14日付け政府調達苦情処理推進本部決定）」により、政府調達苦情検討委員会（連絡先：内閣府政府調達苦情処理対策室（政府調達苦情検討委員会事務局、電話03-3581-0262（直通））に対して苦情を申し立てることができる。

27. 関連情報を入手するための照会窓口 7. に同じ。

28. 提案値の変更に関する事項

施工条件の変更、災害等、請負者の責に帰さない事由により「□□□の提案に係わる具体的な施工計画」及び「□□□の提案値」に影響を及ぼす場合は、以下の式により読み替えて適用することを基本とし、これ以外の事案については、現場の状況により必要に応じ協議して定めるものとする。

$$\text{変更「提案値」} = (\text{条件変更の発注者算定値} / \text{当初計画の発注者算定値}) \\ \times \text{入札に係る「提案値」}$$

29. その他

- (1) 契約の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 入札参加者は、別冊〇〇地方整備局競争契約入札心得及び別冊契約書案を熟読し、〇〇地方整備局競争契約入札心得を遵守すること。
- (3) 申請書又は資料に虚偽の記載をした場合においては、指名停止措置要領に基づく指名停止を行うことがある。
- (4) 落札者は、8. (1) の資料に記載した配置予定の技術者を、当該工事の現場に配置すること。

(5) 契約締結後の技術提案

契約締結後、請負者は設計図書に定める工事目的物の機能、性能等を低下させることなく請負代金額を低減することを可能とする施工方法等に係る設計図書の変更について、発注者に提案することができる（ただし、総合評価に係わる技術提案の範囲を除く。）。提案が適正と認められた場合には、設計図書を変更し、必要があると認められる場合には請負代金額の変更を行うものとする。詳細は特記仕様書等による。

- (6) 電子入札システムは土曜日、日曜日、祝日を除く毎日、9時から17時まで稼働している。また、稼働時間内でシステムをやむを得ず停止する場合は、電子入札施設管理センターホームページ「ヘルプデスク」コーナーの「緊急連絡事項」で公開する。

電子入札施設管理センターホームページアドレス <http://www.e-bisc.go.jp>

- (7) システム操作上の手引き書としては、国土交通省発行の「電子入札準備手順書」を参考すること。「電子入札準備手順書」は電子入札施設管理センターホームページでも公開している。

- (8) 障害発生時及び電子入札システム操作等の問い合わせ先は下記のとおりとする。

- ・システム操作・接続確認等の問い合わせ先

電子入札施設管理センターヘルプデスク TEL 03-3505-0514

電子入札施設管理センターホームページ <http://www.e-bisc.go.jp>

- ・ICカードの不具合等発生時

ICカードの不具合等発生時は、各民間認証局（コアシステム対応認証局）に直接問い

合わせるものとする。

コアシステム対応認証局は、電子入札施設管理センターホームページ（新システム対応電子認証局）でも公開している。

ただし、申請書類、応札等の締め切り時間が切迫しているなど緊急を要する場合は○
○地方整備局総務部契約課契約係 TEL ○○-○○○○-○○○○へ連絡すること。

- (9) 入札参加希望者が電子入札システムで書類を送信した場合には、下記に示す通知、通知書及び受付票を送信者に発行するので、必ず確認すること。この確認を怠った場合には、以後の入札手続きに参加できなくなる等の不利益な取り扱いを受ける場合がある。

競争参加資格確認申請書受信確認通知（電子入札システムから自動発行）

競争参加資格確認申請書受付票（受付票を発行した旨を副次的にメールでも知らせる。）

競争参加資格確認通知書（通知書を発行した旨を副次的にメールでも知らせる。）

辞退届受信確認（電子入札システムから自動発行）

辞退届受付票

日時変更通知書

入札書受信確認（電子入札システムから自動発行）

入札書受付票（受付票を発行した旨を副次的にメールでも知らせる。）

入札締切通知書（通知書を発行した旨を副次的にメールでも知らせる。）

再入札通知書（通知書を発行した旨を副次的にメールでも知らせる。）

再入札書受信確認（電子入札システムから自動発行）

落札者決定通知書（通知書を発行した旨を副次的にメールでも知らせる。）

決定通知書

保留通知書

取止め通知書

- (10) 第1回目の入札が不調となった場合、再度入札に移行。再度入札の日時については、電子入札、紙による持参、郵送が混雑する場合があるため、発注者から指示する。開札時間から30分後には発注者から再入札通知書を送信するので、パソコンの前で暫く待機すること。開札処理に時間を要し、予定時間を超えるようであれば、発注者から連絡する。
- (11) 落札となるべき入札をした者が2人以上あるときは、くじへ移行する。くじの日時及び場所については、発注者からメールにより指示する。
- (12) 本工事は、ISO9001認証取得を活用した監督業務等の取扱いの対象工事である。ただし、低入札価格調査の対象となった場合を除く。

落札者は、ISO9001認証取得を活用した監督業務等の取扱いの適用を希望するときは、総括監督員（〇〇事務所長）に対し、工事請負契約締結日から14日以内に次の①から⑥までに掲げる書類を添えてその承認の申請をすることができる。ただし、③及び④に掲げる書類については、①に掲げる書類によってその内容を確認することができる場合は、提出を要しない。

- ① ISO9001認証の取得に係る登録証の写し

② ISO9001の審査に係る次の書類

イ 直近の審査報告書（初回審査、定期審査又は更新審査のいずれかを対象として審査登録機関が発行したものに限る。）の写し

ロ イの審査に係る合否判定結果の写し

③ 本工事を担当する内部組織がISO9001認証を取得している場合にあっては、その旨を示す書類

④ ISO9001認証の範囲が、本工事の内容に一致していることを示す書類

⑤ 申請日の前年度及び前々年度（申請日の属する月が4月から7月の場合は、前々年度及びその前年度）に〇〇地方整備局の所掌する工事（営繕工事（港湾空港関係を除く。）に限る。）を完成し、その成績評定を受けている場合においては、すべての工事成績評定通知書の写し

⑥ ⑤の成績評定を受けていない場合において、ISO9001認証の取得以降に〇〇地方整備局の所掌する工事（営繕工事（港湾空港関係を除く。）に限る。）の成績評定を受けているときは、当該成績評定に係る直近の工事成績評定通知書の写し

総括監督員（〇〇事務所長）は、この取扱いの適用が適当と認めたときは、申請日から14日以内に承認し、その旨を申請者に通知する。

総括監督員（〇〇事務所長）は、この取扱いの適用が適当でないと認めたときは、申請日から14日以内に、理由を付して、その旨を申請者に通知する。

(13) 落札した総合建設業者及び下請業者が外国の板ガラス製造業者からの競争力ある取引の申出に対して適切な配慮を払いつつ、板ガラスを含む建設資機材を内外無差別の原則に基づいて選定することを期待する。【建築工事の場合のみ記載する。】

競争参加資格確認申請書

平成 年 月 日

支出負担行為担当官

〇〇地方整備局長 〇〇 〇〇 殿

住 所 〒〇〇〇 〇〇〇〇〇〇〇〇
商号又は名称 〇〇〇〇〇〇〇〇
代表者氏名 〇〇 〇〇
担当者氏名 〇〇 〇〇
電 話 〇〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇
E-mail アドレス 〇〇〇@〇〇. 〇〇. 〇〇
注) 電子入札方式による場合は、印は不要

印

平成〇年〇月〇日付けで公告のありました〇〇工事に係る競争参加資格について確認されたく、下記の書類を添えて申請します。

なお、予算決算及び会計令（昭和 22 年勅令第 165 号）第 70 条の規定に該当する者でないこと並びに添付書類の内容については事実と相違ないことを誓約します。

記

- 1 入札説明書 8. (4) ①に定める施工実績を記載した書面
- 2 入札説明書 8. (4) ②に定める配置予定の技術者の資格等を記載した書面
- 3 入札説明書 8. (4) ③に定める施工計画を記載した書面
- 4 入札説明書 8. (4) ④に定める技術提案を記載した書面
- 5 入札説明書 8. (4) ⑤に定める契約書の写し
[契約書の提出の写しを求める場合のみ]

注) なお、返信用封筒として、表に申請者の住所・氏名を記載し、簡易書留料金分を加えた所定の料金（430 円）の切手を貼った長 3 号封筒を申請書と併せて提出して下さい。

ただし、電子入札システムで申請した場合は不要です。

同種工事の施工実績

工事名：

会社名：

競争参加資格		【入札説明書 4.(5)に掲げる事項を記載すること。】
工事名称等	工事名称	〇〇〇〇〇工事
	発注機関名	〇〇〇〇
	施工場所	(都道府県市町村名) 〇〇県〇〇市〇〇町〇-〇-〇
	契約金額	〇, 〇〇〇, 〇〇〇千円
	工期	平成〇年〇月〇日 ~ 平成〇年〇月〇日
	受注形態	単体/〇〇・〇〇共同企業体(出資比率〇〇%)
工事概要	建物用途	〇〇
	構造・階数	〇〇造地上〇階地下〇階
	建物規模	(㎡単位で記入する) 注)6.
	工事種目	【電気設備工事及び暖冷房衛生設備工事の場合のみ欄を設ける】 〇〇〇〇設備 注)7.
	工事成績評定点	〇点
	その他	その他技術的特記事項(セールスポイント等)があれば記入
CORINS 登録の有無		有 (CORINS 登録番号〇〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇) ・ 無

- 注) 1. 必ず同種工事が確認できる内容で記載のこと。
2. CORINS 登録の有無について、いずれかに○を付す。有りに○を付した場合は CORINS の登録番号を記載すること。無に○を付した場合は契約書の写しを添付すること。また当該技術者が担当した技術的内容が判る、当該工事の施工計画書の表紙及び現場組織図等を添付すること。
3. 工事成績評定点の欄に点数を記載した場合は、工事成績評定通知書の写しを添付する。
4. 経常建設工事共同企業体にあつて経常建設工事共同企業体として施工実績がない場合は各構成員ごとに別様とする。
5. 複数棟の建築工事をまとめて 1 件の工事として施工した場合は、当該資格要件に合致する建物 1 棟の建物用途、構造・階数等を記載すること。(なお、CORINS では、建物群全体の情報が記載されているため、異なる場合がある。)
- ただし、設備工事については、建物群全体の設備が一体のシステムとして機能を発揮するものの場合は、施工実績として認められる。
6. 複合用途建築物の場合、要求している建物用途に係る延べ面積を()書きで記載すること。
7. 要求している工事種目全てが含まれる設備工事の施工実績を求めるものであり、工事種目の一部の実績のみの場合は不可とする。

主任（監理）技術者の資格・工事経験

工事名：

会社名：

配置予定技術者の従事 役職・氏名	(フリガナ) 主任【監理】技術者 ○○ ○○				
法令による資格・免許	[建築工事の場合] 一級建築施工管理技士（取得年月日及び登録番号） 一級建築士（取得年月日及び登録番号） 監理技術者資格（取得年、登録番号及び登録会社） 監理技術者講習（取得年、修了証番号） [電気設備工事の場合] 一級電気工事施工管理技士（取得年月日及び登録番号） 監理技術者資格（取得年、登録番号及び登録会社） 監理技術者講習（取得年、修了証番号） [暖冷房衛生設備工事の場合] 一級管工事施工管理技士（取得年月日及び登録番号） 監理技術者資格（取得年、登録番号及び登録会社） 監理技術者講習（取得年、修了証番号）				
技術者表彰 [表彰名・工事名] (表彰者・年月日)	[優秀○○○○表彰・○○○○工事] (○○○○部長・平成○年○月○日)				
資 格 要 件	【入札説明書4.(7)②に掲げる事項を記載すること。】				
工事 経験 の 概 要	工事名称	○○○○○○○○工事			
	発注機関名	○○○○			
	工事場所	(都道府県市町村名) ○○県○○市○○町○-○-○			
	契約金額	○○○, ○○○千円			
	工期	平成○年○月○日 ～ 平成○年○月○日			
	従事役職	現場代理人・主任（監理）技術者・○○担当技術者			
	建物用途	○○			
	構造・階数	○○造地上○階地下○階			
	建物規模	(㎡単位で記入する) 注)7.			
	工事種目	【電気設備工事及び暖冷房衛生設備工事の場合のみ欄を設ける】 ○○○○設備 注)8.			
CORINS 登録の有無	有 (CORINS登録番号○○○-○○○○-○○) ・ 無				
工事成績 (過去5年間の同種・類 似工事の工事成績評定 点を記入すること)	工事件名	工期	発注者名	CORINS 番号	評定点
		～			
		～			
		～			
他 申 請 時 に お け る 工 事 の 従 事 状 況 等	工事名称	○○○○○工事			
	発注機関名	○○○○○			
	工期	平成○年○月○日 ～ 平成○年○月○日			
	従事役職	現場代理人・主任（監理）技術者			
	本工事と重複する 場合の対応措置	例) 本工事に着手する前の○月○日から後片付け開始予定のため 本工事に従事可能			
	CORIS 登録の有無	有 (CORINS登録番号○○○-○○○○-○○) ・ 無			

- 注) 1. 申請時における他工事の従事状況等は、申請時に従事しているすべての工事について記載するものとし、本工事を落札した場合の技術者の配置予定を記入すること。
2. 配置予定の技術者1人につき、1枚とする。
3. 経常建設工事共同企業体にあつては、所属する会社名も記載する。
4. **CORINS**に登録している場合は、登録番号を記載すること。
5. 複数棟の建築工事をまとめて1件の工事として施工した場合は、当該資格要件に合致する建物1棟の建物用途、構造・階数等を記載すること。(なお、**CORINS**では、建物群全体の情報が記載されているため、異なる場合がある。)
ただし、設備工事については、建物群全体の設備が一体のシステムとして機能を発揮するものの場合は、工事経験として認められる。
6. 複合用途建築物の場合、要求している建物用途に係る延べ面積を()書きで記載すること。
7. 要求している工事種目全てが含まれる設備工事の工事経験を求めるものであり、工事種目の一部の工事経験のみの場合は不可とする。

(別記様式 4)

(用紙 A 4)

工 程 表																																							
工事名 : 会社名 :																																							
工 種	4 月			5 月			6 月			7 月			8 月			9 月			10 月			11 月			12 月			1 月			2 月			3 月					
	10	20		10	20		10	20		10	20		10	20		10	20		10	20		10	20		10	20		10	20		10	20							

■工程管理に係わる技術的所見

□□□に関する技術提案

工事名 :
会社名 : _____

■技術提案事項	□□□
---------	-----

具 体 的 な 施 工 計 画
1. 提案値 (単位 : ○) 2. 具体的な施工計画内容 3. 利用条件

〔参考２〕技術資料の提出要請書例（簡易型）

【 関連：「本編３－１ 技術提案の求め方」 】

工事希望型競争入札において簡易型総合評価を適用する場合の技術資料の提出要請書例を以下に示す。

〇〇建設株式会社

代表取締役社長

〇〇 〇〇 殿

〇〇地方整備局長

〇〇 〇〇

〇〇工事に係る技術資料の提出依頼について

標記工事について、入札に参加する意思がある場合は、下記要領により技術資料を作成し、提出してください。なお、技術資料を提出した者の中から入札条件のすべてを満たす者すべてを指名することとします。

記

１．工事の概要

（１）工 事 名 〇〇工事（電子入札対象案件）

（２）工事場所 〇〇県〇〇市〇〇町〇－〇－〇

（３）工事内容 本工事は、（工事概要）施工するものである。

建物用途 〇〇〇〇、構造・階数 〇〇〇〇造地上〇〇階地下〇階

建物規模 延べ面積 〇, 〇〇〇㎡、敷地面積 〇, 〇〇〇㎡

工事種目 〇〇〇〇

（４）工 期 平成〇〇年〇月〇〇日まで。（予定）約〇カ月間

（５）資 料 ①配置図 ②〇〇図 ③〇〇図

（６）本工事においては、入札時に施工計画等に関する技術提案を受け付け、価格以外の要素と価格を総合的に評価して落札者を決定する総合評価方式を適用する。

（７）本工事においては、予算決算及び会計令（昭和２２年勅令第１６５号）第８６条第１項の規定による調査（(9)において「低入札価格調査」という。）を受けた者との請負契約については、次の①から③までに掲げるところによる。

① 契約保証金の額、保証金額又は保険金額を請負代金額の１０分の３とすること。

- ② 専任の監理技術者の配置が義務付けられている工事においては、監理技術者とは別に、監理技術者と同一の資格（工事経験に係るものを除く。）を満たす技術者の配置を求めることがあること（「4. 技術的能力の審査に関する事項」参照。）。
- ③ 別冊工事請負契約書案第34条第1項中「10分の4」を「10分の2」に変更し、同条第5項中「10分の4」を「10分の2」に、「10分の6」を「10分の4」に変更し、同条第6項及び第7項中「10分の5」を「10分の3」に、「10分の6」を「10分の4」に変更すること。
- (8) 第1回の入札に際し、第1回の入札書に記載される入札金額に対応した工事費内訳書の提出を求める。なお、工事費内訳書の様式は自由であるが、記載内容は最低限、数量、単価、金額等を明らかにすること。また、工事費内訳書は、参考図書として提出を求めるものであり、入札及び契約上の権利義務を生じるものではない。
- (9) 本工事においては、技術資料、入札書及び工事費内訳書の提出は、電子入札システムにより行う。ただし、次の①から③までに掲げる事項に留意するものとする。
- ① 電子入札システムによる技術資料、入札書及び工事費内訳書の提出が困難である者は、発注者の承諾を得て紙入札方式によることができるものとする。この場合において、当該承諾の申請の受付に係る受付窓口及び受付時間は次のとおりであること。
- ・受付窓口：〇〇地方整備局 総務部 契約課 契約（第〇）係
〒〇〇〇-〇〇〇〇 住所
TEL 〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇（代）内線〇〇〇
 - ・受付時間：平成〇年〇月〇日（〇）から平成〇年〇月〇日（〇）までの土曜日、日曜日、祝日を除く毎日、〇時〇分から〇時〇分まで。ただし、平成〇年〇月〇日（〇）は〇時〇分までとする。
- ② 電子入札システムによる手続に入った後に、紙入札方式への変更は認めないものとするが、応札者側に止むを得ない事情があり、全体入札手続に影響がないと発注者が認めた場合に限り例外的に認めるものとする。
- ③ 以下、本作成要領において、これまでの紙入札方式による場合の記述部分は全て上記の発注者の承諾を前提に行われるものである。
- (10) 上記に示した工事に係る設計業務等の受託者又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連のある建設業者の入札は認めない。【受託者が設計共同体である場合は「上記に示した工事に係る設計業務等の受託者である設計共同体の各構成員又は当該構成員と資本若しくは人事面において関連のある建設業者の入札は認めない。」とする。以下同様。】
- ① 「上記に示した工事に係る設計業務等の受託者」とは、次に掲げるものである。
- ・〇〇建築設計事務所
- ② 「当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者」とは、次の1)又は2)に該当する者である。
- 1) 当該受託者の発行済み株式総数の100分の50を超える株式を有し、又はその出

資の総額の100分の50を超える出資をしている建設業者。

2) 建設業者の代表権を有する役員が当該受託者の代表権を有する役員を兼ねている場合における当該建設業者。

(11) 本工事は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務づけられた工事である。【「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」第9条に該当する工事の場合記載する】

(12) 本工事は、契約締結後に施工方法等の技術提案を受け付ける契約後VE方式の試行工事である。【契約後VE試行の場合に記載する】

(13) 本工事は、ISO9001認証取得を活用した監督業務等の取扱いの対象工事である。【ISO9001活用対象工事の場合に記載する】

(14) 本工事は、発注者と請負者間において、工事施工に係る手続をコンピュータネットワークを利用した文章等の情報交換により行うCALS/EC実証フィールド実験対象工事である。【CALS試行の場合に記載する】

2. 技術資料の内容

作成する技術資料の内容は、次表のとおりとし、記載内容を証明する資料として、以下の①～③の書類を提出すること。

① 次表（4）～（5）の施工実績として記載した工事に係る契約書の写し。なお、契約書の写しは工事名、契約金額、工期、発注者、請負者の確認できる部分のみでよい。ただし、財団法人日本建設情報総合センターの工事実績情報システム（以下「CORINS」という。）に登録されている場合は、契約書の写しを提出する必要はない。この場合、登録されていることが確認できること。

② 次表（4）～（5）の施工実績として記載した工事が平成○年4月1日以降に完成した大臣官房官庁営繕部所掌の工事又は地方整備局所掌の工事（旧地方建設局所掌の工事を含み、港湾航空関係を除く。）である場合は、当該工事に係る工事成績評定通知書の写し。

③ 次表（5）の配置予定技術者に係る資格者証等の写し。なお、監理技術者資格者証については、裏面の写しも提出すること。

なお、申請する工事の完成・引き渡し年月日は、技術資料提出日以前のものとする。

また、同種工事の施工実績の要件と配置予定技術者の施工経験の要件が異なる場合があるので、確認の上作成すること。

記載事項	内容に関する留意事項
(1) 工程管理に対する技術的所見	①本工事の概略の工程表を記入する。また、工程管理に係わる技術的所見を工程表の下に記載する。 ②記載様式は様式－1とする。

(2) 品質管理に対する技術的所見	①本工事の実施にあたり、現場状況を踏まえて、施工上使用する〇〇の品質管理に係わる技術的所見を記載する。 ②記載様式は様式－２とする。
(3) 施工上の課題に対する技術的所見	①本工事の実施にあたり、現場状況を踏まえて、施工上の課題として〇〇対策に係わる技術的所見を記載する。 ②記載様式は様式－３とする。
(4) 企業の施工能力	①施工実績は、平成〇年から技術資料提出期限までに完成し、引き渡し完了した工事の中から代表的なものを１件記載する。 ②施工実績は当該発注者、その他の公共発注機関、民間事業者の発注機関の順序で優先して選択する。 ③共同企業体としての施工実績は、出資比率 20%以上のものに限定する。 ④同種工事とは、建物用途 〇〇（〇〇であるものに限る。or 除く。）、構造・階数 〇〇〇〇造地上〇〇階以上かつ地下〇階以上、建物規模延べ面積 〇，〇〇〇㎡以上の〇〇工事とする。類似工事とは、建物用途 〇〇（〇〇であるものに限る。or 除く。）、構造・階数 〇〇〇〇造地上〇〇階以上かつ地下〇階以上、建物規模 延べ面積 〇，〇〇〇㎡以上の〇〇工事とする。 ⑤共同企業体としての施工経験は、出資比率 20%以上のものに限定する。 ⑥記入要領 ・工事名称：受注工事名とする。 ・発注機関名：具体的に記入する。 ・施工場所：具体的に記入する。 ・契約金額：百万円単位とし、小数第２位まで記入（切り捨て） ・工期：契約の翌日から工事完了までの年月を記入 ・受注形態：単体、共同企業体の別を記入する。共同企業体の場合は出資比率も記入する。 ・表彰：平成〇年４月１日以降発注工事において優良工事表彰（工事の出来映え・品質に関する表彰に限る。）を受けている場合は表彰名、工事名、表彰者及び表彰年月日を記載する。 ⑦記載様式は様式－４とする。
(5) 配置予定技術者の能力	①主任（監理）技術者は、予定者の氏名等を記載する。なお、技術資料提出時に配置予定技術者が特定できない場合は、資格等の要件を満たす複数の候補者を記入することができる。その場合、審査については、各候補者のうち資格等の評価が最も低い者で評価する。また、実際の施工にあたって技術資料に記載した配置予定技術者を変更できるのは、病気、死亡、退職等の極めて特別な場合に限る。 ②主任（監理）技術者は、１級建築（電気工事、管工事）施工管理技士

	又はこれと同等以上の資格を有する者とする。ここで、同等以上の資格を有する者とは、建設業法第15第2号で定めている者とする。また、監理技術者にあつては、当該工事種別の監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者又はこれに準ずる者であること。なお、「これに準ずる者」とは、以下の者をいう。 ・平成〇年〇月〇日以前に交付を受けた監理技術者資格者証を有する者。 ・平成〇年〇月〇日以前に監理技術者講習を受けた者であつて、平成〇年〇月〇日以後に監理技術者資格者証の交付を受けた者である場合には、監理技術者資格者証及び指定講習受講修了証を有する者。） ③施工経験は、平成〇年から技術資料提出期限までに完成し、引き渡し完了した工事の中から代表的なものを1件記載する。 ④施工経験は当該発注者、その他の公共発注機関、民間事業者の発注機関の順序で優先して選択する。 ⑤工事成績は、平成〇年から監理技術者若しくは主任技術者として実施した工事の工事成績評定点を記載する。 ⑥共同企業体としての施工経験は、出資比率20%以上のものに限定する。 ⑦同種工事とは、建物用途 〇〇（〇〇であるものに限る。or 除く。）、構造・階数 〇〇〇〇造地上〇〇階以上かつ地下〇階以上、建物規模延べ面積 〇，〇〇〇㎡以上の〇〇工事とする。類似工事とは、建物用途 〇〇（〇〇であるものに限る。or 除く。）、構造・階数 〇〇〇〇造地上〇〇階以上かつ地下〇階以上、建物規模 延べ面積 〇，〇〇〇㎡以上の〇〇工事とする。 ⑧記入要領 ・氏名：氏名を記入する。 ・資格：保有資格を記入する。（複数ある場合、複数記入） ・工事名称：受注工事名とする。 ・発注機関名：具体的に記入する。 ・施工場所：具体的に記入する。 ・契約金額：百万円単位とし、小数第2位まで記入（切り捨て） ・工期：契約の翌日から工事完了までの年月を記入 ・受注形態：単体、共同企業体の別を記入する。共同企業体の場合は出資比率も記入する。 ・表彰：配置予定技術者が、平成〇年4月1日以降発注工事において技術者表彰を受けている場合は表彰名、工事名、表彰者及び表彰年月日を記載する。 ⑨記載様式は様式－5とする。
--	--

3. 技術資料の提出

(1) 技術資料は電子入札システムで提出すること。ただし、発注者の承諾を得て紙入札方式による場合は、次の受付期間及び受付場所に持参するものとし、郵送又は電送（ファクシミリ）によるものは受け付けない。

- ・電子入札システムによる受付期間：平成○年○月○日（○）から平成○年○月○日（○）までの土曜日、日曜日、祝日を除く毎日、○時○分から○時○分まで。ただし、平成○年○月○日（○）は○時○分までとする。
- ・持参による受付期間：平成○年○月○日（○）から平成○年○月○日（○）までの土曜日、日曜日、祝日を除く毎日、○時○分から○時○分まで。ただし、平成○年○月○日（○）は○時○分までとする。
- ・受付場所：○○地方整備局 ○○部 ○○課

〒○○○-○○○○ 住所

TEL ○○-○○○○-○○○○（直通）内○○○

(2) 提出書類は表紙を1頁とした通し番号を付するとともに全頁数を表示すること。（頁の例：1／○○～○○／○○）提出部数は1部とする。

(3) 技術資料提出の際には、返信用封筒として、表に技術資料提出者の住所・氏名を記載した長3号封筒（切手は不要）を提出すること。ただし、電子入札システムで提出した場合は不要。

(4) 電子入札システムにより技術資料を提出する場合は以下に留意すること。

① 配布された様式を基に作成するものとし、ファイル形式は以下によること。

- ・Microsoft Word（Word2000形式以下で保存）
- ・Microsoft Excel（Excel2000形式以下で保存）
- ・Just System 一太郎（Ver10形式以下で保存）
- ・PDF ファイル

② 複数の申請書類は、全てを1つのファイルにまとめ、契約書印等があるものや図面等については、スキャナ等で読み込み本文に貼り付け、ファイル容量の合計を1MB以内とすること。ただし、圧縮することにより1MB以内に収まる場合は、Zip形式又はLzh形式により圧縮（自己解凍形式は除く。）して送付することを認める。

申請書類は極力ファイルに収めるものとするが、指定のファイル容量で収まらない場合は、申請書類のすべてを、平成○年○月○日（○）○時○分必着で郵送すること。

（書留郵便等の配達記録が残るものに限る。）郵送の際の送付先は3.（1）の受付場所と同じとする。郵送で申請書類を提出した場合は、電子入札システムにより、技術資料として以下の1）～4）の内容を記載した書面（様式-6）のみを送信すること。なお、この書面の押印は不要。

- 1) 郵送する旨の明示
- 2) 郵送する書類の目録
- 3) 郵送する書類の頁数

4) 発送年月日

- ③ 技術資料の表紙の押印については、電子認証書が実印と同等の機能を有するので不要。ただし、指定の容量を超過して郵送による場合は押印すること。

4. 技術的能力の審査に関する事項

技術審査における評価項目及び選定の着目点は以下のとおりとする。また、2.(4)の同種工事の施工実績及び2.(5)配置予定技術者の工事経験の確認にあたっては、効力を有する政府調達に関する協定を適用している国及び地域並びに我が国に対して建設市場が開放的であると認められる国及び地域以外の国又は地域（以下「協定非適用国」という。）に主たる営業所を有する建設業者又は我が国に主たる営業所を有する建設業者のうち協定非適用国に主たる営業所を有する者が当該建設業者の資本金の額の2分の1以上を出資しているものにあつては、我が国における同種工事の施工実績及び配置予定技術者の工事経験をもって行う。

評価項目	審査基準
(1) 施工計画	工程管理に係わる技術的所見、材料（〇〇）の品質管理及び施工上の課題に係わる技術的所見が適切であること。
(2) 企業の施工能力	平成〇年4月1日以降の同種又は類似工事の施工実績を有すること。 ただし、経常建設共同企業体にあつては、構成員のうち1社が元請けとしての同種又は類似工事の施工実績を有すること。 ①当該工種工事における平成〇年度より平成□年度までの工事成績が、2年連続で平均が60点未満でないこと。 ②当該工種工事における平成〇年度から平成□年度までに表彰を受けた優良工事表彰の有無
(3) 配置予定技術者の能力	①主任（監理）技術者の資格、同種又は類似工事における主任（監理）技術者又は現場代理人等の経験を有すること及び申請時における他工事の従事状況等（ただし、経常建設共同企業体にあつては、1社の主任（監理）技術者が同種工事の経験を有していればよい。） ②主任（監理）技術者としての平成〇年度より平成□年度までの工事成績において、2年連続して平均が60点未満でないこと。 ③平成〇年4月1日以降の発注工事における技術者表彰の有無

5. 総合評価に関する事項

(1) 入札の評価に関する基準

各評価項目について下記の評価基準に基づき加点する。

1) 施工計画について

評価内容	評価基準	配点	得点
施工計画の実施手順の妥当性	工事の手順が適切であり、工夫が見られる	〇〇	/ 〇〇
	工事の手順が適切である	〇〇	
工期設定の適切性	各工程の工期が適切であり、工期短縮が見られる	〇〇	/ 〇〇
	各工程の工期が適切である	〇〇	
使用資機材や施工部位等の品質の確認方法、管理方法の適切性	品質の確認方法、管理方法が現地の環境条件（地質、環境、地域特性等）を踏まえて適切であり、安全対策等の工夫が見られる	〇〇	/ 〇〇
	適切である	〇〇	
発注者が指定した施工上の課題への対応の的確性 ・与条件との整合性 ・理解度 ・対応方針の裏付け等	課題への対応が現地の環境条件（地質、環境、地域特性等）を踏まえて的確に図られ、安全対策等の工夫が見られる	〇〇	/ 〇〇
	的確である	〇〇	

2) 企業の施工能力について

評価内容	評価基準	配点	得点
過去 10 年間の同種・類似工事の施工実績の有無	同種工事の実績あり	〇〇	/ 〇〇
	類似工事の実績あり	〇〇	
過去 5 年間の工事成績評定点の平均点	7 5 点以上	〇〇	/ 〇〇
	6 5 点以上 7 5 点未満または当該期間の工事成績がない場合	〇〇	
	6 5 点未満	〇〇	
過去 5 年間の優良工事表彰の有無	表彰の実績あり	〇〇	/ 〇〇
	表彰の実績なし	〇〇	
過去 5 年間のイメージアップ優良工事表彰の有無	表彰の実績あり	〇〇	/ 〇〇
	表彰の実績なし	〇〇	

3) 配置予定技術者の能力について

評価内容	評価基準	配点	得点
過去 10 年間の主任（監理）技術者の施工経験の有無	同種工事の実績あり	〇〇	/ 〇〇
	類似工事の実績あり	〇〇	
過去 5 年間の主任（監理）技術者の工事成績評定点の平均点	7 5 点以上	〇〇	/ 〇〇
	6 5 点以上 7 5 点未満または当該期間の工事成績がない場合	〇〇	
	6 5 点未満	〇〇	
過去 5 年間の優良工事技術者表彰の有無	表彰の実績あり	〇〇	/ 〇〇
	表彰の実績なし	〇〇	

4) 企業の手持ち工事量について

評価内容	評価基準	配点	得点
当該年度受注額÷過去3年間の平均受注額＝手持ち工事量比率	手持ち工事量比率＜0.25	〇〇	/ 〇〇
	0.25≦手持ち工事量比率＜0.75	〇〇	
	0.75≦手持ち工事量比率＜1.25	〇〇	
	1.25≦手持ち工事量比率	〇〇	

5) 配置予定技術者の能力について（ヒアリング）

評価内容	評価基準	配点	得点
技術者の専門技術力 ・関連分野における施工経験や知識量 ・担当工事における主体性、創意工夫の取り組み	実績として挙げた工事の担当分野に中心的・主体的に参画し、創意工夫等の積極的な取り組みが確認できる	〇〇	/ 〇〇
	実績として挙げた工事の担当分野において適切な工事管理を行ったことが確認できる	〇〇	
	その他	〇〇	
当該工事の理解度・取り組み姿勢 ・当該工事の施工上の課題や問題点等の理解度 ・課題への対応に関する技術的な裏付け ・疑問点等に対する質問等の積極性	当該工事について適切に理解した上で、施工上の提案等積極的な取り組み姿勢が見られる	〇〇	/ 〇〇
	当該工事について適切に理解している	〇〇	
	その他	〇〇	
技術者のコミュニケーション能力	質問に対する応答が明快、かつ迅速である	〇〇	/ 〇〇
	その他	〇〇	

(2) 総合評価の方法

- 1) 評価項目ごとの最低限の要求要件を満足する場合に標準点を与え、さらに技術資料の内容に応じ、加算点を与える。なお、標準点を100点とし、加算点の最高点数は30点とする。
- 2) 総合評価は、標準点と(1)「入札の評価に関する基準」によって得られる加算点の合計を当該入札参加者の入札価格で除して得た数値をもって行う。

(3) 落札者の決定方法

- 1) 入札参加者は、価格及び技術資料をもって入札し、次の(ア)、(イ)の要件に該当する者のうち(2)「総合評価の方法」によって得られた数値（以下「評価値」という。）の最も高い者を落札者とする。

ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不適当であると認められるときは(ア)、(イ)の要件に該当する入札をした他の者のうち評価値の

最も高い者を落札者とすることがある。

(ア) 入札価格が予定価格の制限の範囲内であること。

(イ) 評価値が、標準点(100点)を予定価格で除した数値を下回らないこと。

2) 1)において、評価値の最も高い者が2者以上あるときは、当該者にくじを引かせて落札者を決定する。

(4) 評価内容の担保

技術的所見に記載された内容については、契約書に記載するものとし、工事完了後において、履行状況について検査を行う。受注者の責により入札時の評価内容が満足できない場合は、工事成績評定を減ずることとし、未実施の評価項目ごとに〇点減ずる。

なお、技術的所見に記載された内容に対する履行状況が、特に悪質と認められる場合は12.(4)の扱いとする。

6. 配置予定技術者のヒアリング

配置予定技術者を対象としたヒアリングを次の要領で行う。

① 日 時：平成〇年〇月〇日()から平成〇年〇月〇日()まで。

② 場 所：〇〇〇〇〇〇〇

③ その他：企業別のヒアリングの日時及び場所は追って通知する。なお、出席者は配置予定技術者及び技術資料の説明ができる者とする。

7. 指名・非指名通知の日

指名・非指名の通知日は平成〇年〇月〇日(〇)を予定する。

8. 入札及び開札の日時及び場所

① 日 時：平成〇年〇月〇日() 〇時〇分

② 場 所：〇〇〇〇〇〇〇

9. 契約変更の取扱

契約締結後、条件変更等不可抗力な状況が発生した場合は、契約変更の対象とし、技術的所見に基づき作成された施工計画の内容の見直しを行うものとする。

10. 苦情申立て

(1) 技術資料を提出した者のうち当該工事について指名しなかった者に対して、指名しなかった旨及び指名しなかった理由(以下「非指名理由」という。)を電子入札システムで通知する。(ただし、書面で提出した場合は、書面で通知する。)

(2) (1)の通知を受けた者は、通知をした日の翌日から起算して5日(行政機関の休日に関する法律(昭和63年法律第91号)第1条に規定する行政機関の休日(以下「休日」という)を含まない。)以内に電子入札システムにより、〇〇地方整備局長に対し

て非指名理由の説明を求めることができる。ただし、書面により説明を求めることもできる。

- (3) 非落札者のうち、落札者の決定結果に対して不服がある者は、落札者決定の公表を行った日の翌日から起算して5日(休日を含まない。)以内に電子入札システムにより、〇〇地方整備局長に対して非落札理由についての説明を求めることができる。但し、書面により説明を求めることもできる。

- (4) (2) 及び (3) の電子入札システムの受付時間及び書面の受付窓口、受付時間は次のとおりである。

- ・電子入札システムによる受付時間：土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、〇時〇分から〇時〇分まで

- ・書面による受付窓口：〇〇地方整備局 〇〇部 〇〇課 経理係

〒〇〇〇-〇〇〇〇 住所

TEL 〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇 (代) 内線〇〇〇

- ・書面による受付時間：土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日の〇時〇分から〇時〇分まで。

- ・書面による受付時間：土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日の〇時〇分から〇時〇分まで。

- (5) (2) 及び (3) の書面は電子入札システム、又は持参(紙入札方式の場合に限る)するものとし、郵送又は電送によるものは受け付けない。

- (6) (2) の非指名理由及び (3) の非落札理由について説明を求められたときは、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して5日(休日を含まない。)以内に電子入札システムにより回答する。ただし、持参により提出された者に対しては、書面により回答する。

11. 再苦情申立て

- (1) 11. (6) の非指名理由及び非落札理由の説明に不服がある者は、それぞれの説明に係る書面を受け取った日から7日(休日を含まない。)以内に書面により、〇〇地方整備局長に対して再苦情を申し立てることができる。再苦情申立てについては〇〇地方整備局入札監視委員会が審議を行う。

- (2) 再苦情申立ての受付窓口及び受付時間

- ・受付窓口：〇〇地方整備局 総務部 契約課 調査係

〒〇〇〇-〇〇〇〇 住所

TEL 〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇 (代) 内線〇〇〇

- ・受付時間：土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日の〇時〇分から〇時〇分まで。

- (3) 再苦情申立てに関する手続等を示した書類等の入手先

- ・書類等の入手先：(2) の受付窓口。

12. 実施上の留意事項

- (1) 技術的所見に記載された内容については、その後の工事においてその内容が一般的に使用されている状態になった場合には、無償で利用できるものとする。ただし、工業所有権等の排他的権利を有する提案については、この限りでない。なお、発注者は、提案内容に関する事項が提案者以外の者に知られることのないように取り扱うものとする。また、提案者の了承を得ることなく提案の一部のみを採用することはしない。ただし、落札者の提案については、採用した理由の説明を求められた場合に他者に比べ優位な点を公表することがある。
- (2) 技術資料の作成及び提出に要する費用は、提出者の負担とする。
- (3) 提出された技術資料を、技術審査及び指名審査以外に提出者に無断で使用することはない。
- (4) 技術資料に虚偽の記載をした者は、当該工事の指名業者としないとともに、工事請負契約に係る指名停止等の措置要領（昭和59年3月29日付け建設省厚第91号）に基づく指名停止措置を行うことがある。

また、資料に虚偽の記載をした者のした入札並びに説明事項及び別冊〇〇地方整備局競争契約入札心得において示した条件等入札に関する条件に違反した入札は無効とし、無効の入札を行った者を落札者としていた場合には落札決定を取り消す。
- (5) 技術資料の審査及び指名審査の審査基準日は指名通知の日とし、指名停止中の者からも技術資料を受け付ける。
- (6) 提出された技術資料の差し替えは、誤記の訂正等軽微なものに限り、提出の日を含め3日（休日を含まない。）以内とする。ただし、電子入札システムで技術資料受付票の発行がなされた技術資料の差し替えは、発注者の承諾を得て持参して差し替えること。
- (7) 同種工事の施工実績及び配置予定技術者の経験等については、記載する工事のC O R I N S（登録されてない場合は契約書（工事名、契約金額、工期、発注者、請負者の確認できる部分））の写しを提出すること。ただし、C O R I N S等での記載内容で同種工事の施工実績及び配置予定技術者の経験等が不明な場合については平面図、配置図、特記仕様書等を必ず添付すること。
- (8) 提出された技術資料は、返却しない。
- (9) 本要請資料は技術資料作成以外の目的で使用してはならない。
- (10) 技術資料作成に関する手続についての問い合わせには応じるが、工事内容等の問い合わせには応じない。なお、問い合わせ先は次のとおりとする。

・問い合わせ先 : 〇〇地方整備局 〇〇部 〇〇課

TEL 〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇（直通）内線〇〇〇

- (11) 電子入札システムは土曜日、日曜日、祝日及び12月29日～1月3日を除く毎日、9時00分から17時00分まで稼働している。また、稼働時間内でシステムをやむを得ず停止する場合、稼働時間を延長する場合は、電子入札施設管理センターホームページ「ヘルプデスク」コーナーの「緊急連絡情報」で公開する。

電子入札施設管理センター ホームページアドレス <http://www.e-bisc.go.jp>

- (12) システム操作上の手引書としては、国土交通省発行の「電子入札準備手順書」を参考とすること。「電子入札準備手順書」は、電子入札施設管理センターホームページでも公開している。

- (13) 障害発生時及び電子入札システム操作等の問い合わせ先は下記のとおりとする。

- ・システム操作・接続確認等の問い合わせ先

電子入札施設管理センターヘルプデスク TEL 03-3505-0514

電子入札施設管理センターホームページアドレス <http://www.e-bisc.go.jp>

- ・ＩＣカードの不具合等発生時の問い合わせ先

取得しているＩＣカードの認証機関

ただし、申請書類、応札等の締め切り時間が切迫しているなど緊急を要する場合は、〇〇地方整備局〇〇部〇〇課経理係 TEL〇〇-〇〇〇〇-〇〇〇〇（代表）へ連絡すること。

- (14) 入札参加希望者が電子入札システムで書類を送信した場合には、下記に示す通知、通知書及び 受付票を送信者に発行するので必ず、確認をおこなうこと。確認を怠った場合には以後の入札手続きに参加出来なくなる等の不利益の取扱いを受ける場合がある。

技術資料受信確認通知（電子入札システムから自動発行）

技術資料受付票（受付票を発行した旨を副次的にメールでも知らせる）

指名／非指名通知書（通知書を発行した旨を副次的にメールでも知らせる）

辞退届受信確認（電子入札システムから自動発行）

辞退届受付票

日時変更通知書

入札書受信確認（電子入札システムから自動発行）

入札書受付票（受付票を発行した旨を副次的にメールでも知らせる）

入札締切通知書（通知書を発行した旨を副次的にメールでも知らせる）

再入札通知書（通知書を発行した旨を副次的にメールでも知らせる）

再入札書受信確認（電子入札システムから自動発行）

落札者決定通知書（通知書を発行した旨を副次的にメールでも知らせる）

決定通知書

保留通知書

取止め通知書

- (15) 第１回目の入札が不調となった場合、再度入札に移行する。再度入札の日時については、電子入札、紙により持参、郵送が混在する場合があるため、発注者から指示する。開札時間から約３０分以内には発注者から再入札通知書を送信するので、パソコンの前で暫く待機すること。開札処理に時間を要し、予定時間を超えるようであれば、発注者から連絡する。

- (16) 落札となるべき最も高い評価値の入札をした者が2人以上ある時は、くじへ移行する。くじの日時及び場所については、発注者から電話等により指示する。

平成〇年〇月〇日

支出負担行為担当官

〇〇地方整備局長

〇〇 〇〇 殿

住 所 〒〇〇〇-〇〇〇〇

〇〇県〇〇市〇〇番

代表者 〇〇株式会社

代表取締役社長

〇〇 〇〇

印

（※持参又は郵送の場合は押印する。）

〇〇工事の技術資料を提出します。なお、予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条の規定に該当する者でないこと並びに添付資料の内容については事実と相違ないことを誓約します。問い合わせ先は下記のとおりです。

記

1. 問い合わせ先

担当者 : 〇〇 〇〇

部署 : 〇〇本店〇〇部〇〇課

電話番号 : (代) 〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇 [(内) 〇〇〇〇]

2. 本店所在地

名 称 :

住 所 :

電話場号 :

3. 〇〇県又は〇〇県内にある支店又は営業所の所在地（1件）のみ記載する。

名 称 :

住 所 :

電話場号 :

注：本店とは、一般競争（指名競争）参加資格審査申請書に記載した本店。

注：電子入札システムにより技術資料を提出する場合は、代表者の印を省略できるものとする。ただし、指定の容量を超過して輸送による場合は押印すること。

[P 1/〇]

工 程 表																																							
工事名：																																							
会社名：																																							
工 種	4 月			5 月			6 月			7 月			8 月			9 月			10 月			11 月			12 月			1 月			2 月			3 月					
	10	20		10	20		10	20		10	20		10	20		10	20		10	20		10	20		10	20		10	20		10	20							
■工程管理に係わる技術的所見																																							

(様式－ 2)

(用紙A 4)

品質管理（〇〇）に対する技術的所見

工事名：

会社名：_____

■対象	〇〇の品質管理について
項 目	具 体 的 な 品 質 管 理 方 法
〇〇の品質管理 について	

[P 〇／〇]

(様式－３)

(用紙A４)

施工上の課題に対する技術的所見

工事名：

会社名：_____

■施工上の課題	〇〇対策について
項 目	具 体 的 な 施 工 計 画
〇〇対策について	

[P 〇／〇]

同種・類似工事の施工実績

工事名：

会社名：

同種・類似工事の条件		平成○年４月１日以降に、元請けとして完成・引渡しが完了した下記の要件を満たす同種又は類似工事の施工実績を有すること。（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率２０％以上の場合のものに限る。） 同種工事：建物用途 ○○（○○であるものに限る。or 除く。）、構造・階数 ○○造地上○○階以上かつ地下○階以上、建物規模 延べ面積 ○，○○○㎡以上の○○工事であること。 類似工事：建物用途 ○○（○○であるものに限る。or 除く。）、構造・階数 ○○造地上○○階以上かつ地下○階以上、建物規模 延べ面積 ○，○○○㎡以上の○○工事であること。 経常建設共同企業体にあつては、構成員のうち１社が上記の施工実績を有すること。
工事名称等	工事名称	○○○○○工事 （CORINS登録番号）
	発注機関名	国土交通省○○地方整備局○○事務所
	施工場所	○○県○○市○○町○○
	契約金額	（全体の金額を記入する）
	工期	平成○年○月○日 ～ 平成○年○月○日
	受注形態	単体 ／ ○○・○○JV（出資比率○○％）
	※表彰 〔表彰名・工事名〕 （表彰者・年月日）	〔優秀表彰○○○○表彰・○○○○○工事〕 （○○○○事務所長・平成○○年○○月○○日）
工事概要	建物用途	○○
	構造・階数	○○造地上○階地下○階
	建物規模	○，○○○㎡
	施工条件	・ 地理条件 ・ 施工方法

※記載欄の明示は記入例である。

※同種工事の施工実績等については、記載する工事のCORINS（登録されていない場合は契約書（工事名、契約金額、工期、発注者、請負者の確認できる部分））の写しを提出すること。ただし、CORINS等の記載内容で同種工事の施工実績等が不明な場合については平面図、配置図、特記仕様書等を必ず添付すること。

※同種工事の施工実績について、平成○年○月○日以降に完成した大臣官房官庁営繕部所掌の工事又は地方整備局所掌の工事（旧地方建設局所掌の工事を含み、港湾空港関係を除く。）である場合にあつては、当該工事に係る工事成績評定通知書の写しを添付すること。

※表彰欄については、申請する工事が○○で優良工事表彰（工事の出来映え・品質に関する表彰、工事のイメージアップに関する表彰に限る。）を受けている場合に記入する。

※申請時における他工事の従事状況等は、申請時に従事しているすべての工事について記載するものとし、本工事を落札した場合の技術者の配置予定を記入すること

[P ○／○]

(様式－５)

(用紙A 4)

主任（監理）技術者の資格・工事経験

工事名：

会社名：

配置予定技術者の従事 役職・氏名		〇〇技術者 〇〇 〇〇				
法令による資格・免許		1級建築施工管理技士（取得年及び登録番号） 監理技術者資格（取得年、有効期限、登録番号及び登録会社） 監理技術者講習（取得年、修了証番号）				
技術者表彰 〔表彰名・工事名〕 （表彰者・年月日）		〔優秀〇〇〇〇表彰・〇〇〇〇工事〕 （〇〇〇〇事務所長・平成〇年〇月〇日）				
工事経験の条件 （同種・類似工事の施工 実績と異なる場合がある ので、確認の上作成する こと。）		平成〇年4月1日以降過去に元請けとして完成・引渡し完了した下記の要件を満たす同種又は類似工事に従事した経験を有すること。（共同企業体の構成員としての経験は、出資比率20%以上の場合のものに限る。） 同種工事：建物用途 〇〇（〇〇であるものに限る。or 除く。）、構造・階数 〇〇造地上〇〇階以上かつ地下〇階以上、建物規模 延べ面積 〇、〇〇〇㎡以上の〇〇工事であること。 類似工事：建物用途 〇〇（〇〇であるものに限る。or 除く。）、構造・階数 〇〇造地上〇〇階以上かつ地下〇階以上、建物規模 延べ面積 〇、〇〇〇㎡以上の〇〇工事であること。 経常建設共同企業体にあつては、構成員のうち1社の主任（監理）技術者が上記の同種工事の施工経験を有していればよい。				
工事経験の概要	工事名称	〇〇〇〇〇工事（CORINS登録番号）				
	発注機関名	国土交通省〇〇地方整備局〇〇事務所				
	工事場所	〇〇県〇〇市〇〇町〇〇				
	契約金額	〇〇〇, 〇〇〇, 〇〇〇円				
	工期	平成〇年〇月〇日 ～ 平成〇年〇月〇日				
	工期受注形態等	単体 / 〇〇・〇〇JV（出資比率〇〇%）				
	従事役職	現場代理人・主任技術者・監理技術者・担当技術者				
	工事内容	建物用途	〇〇			
		構造・階数	〇〇造地上〇階地下〇階			
		建物規模	〇, 〇〇〇㎡			
施工条件		・地理条件 ・施工方法				
工事成績 （過去5年間の同種・類似工事の工事成績評定点を記入すること）		工事件名	工期	発注者名	CORINS 番号	評定点
			～			
			～			
			～			
工事申請の時に 従事している 状況その他	工事名称	〇〇〇〇工事（CORINS番号）				
	発注機関名	〇〇〇〇				
	工期	平成〇年〇月〇日 ～ 平成〇年〇月〇日				
	従事役職	現場代理人・主任技術者・監理技術者 （役職を兼務して従事した場合は全てについて記述する）				
	本工事と重複する場合の対応措置					
	CORINS 登録の有無	有（CORINS 登録番号） ・ 無				

※配置予定技術者の経験等については、記載する工事のCORINS（登録されていない場合は契約書（工事名、契約金額、工期、発注者、請負者の確認できる部分））の写しを提出すること。ただし、CORINS等の記載内容で配置予定技術者の経験等が不明な場合については平面図、配置図、特記仕様書等を必ず添付すること。

※申請時における他工事の従事状況は、従事しているすべての工事について、本工事を落札した場合の技術者の配置予定等を記入すること。（従事している工事の従事役職はすべて記入すること。）

※主任（監理）技術者の経験等について、平成〇年〇月〇日以降に完成した大臣官房官庁営繕部所掌の工事又は地方整備局所掌の工事（旧地方建設局所掌の工事を含み、港湾空港関係を除く。）である場合にあつては、当該工事に係る工事成績評定通知書の写しを添付すること。

※記載欄の明記は記入例である。

(様式－6)

(用紙A4)

平成○年○月○日

支出負担行為担当官

○○地方整備局長

○○ ○○ 殿

住 所 〒○○○-○○○○

○○県○○市○○番

代表者 ○○株式会社

代表取締役社長

○ ○ ○ ○

○○工事の技術資料は容量を超えたため郵送にて提出します。

なお、問い合わせ先は下記のとおりです。

記

1. 問い合わせ先

担 当 者 : ○○○○

部 署 : ○○本店○○部

電話番号 : (代表)○○-○○○○-○○○○ [(内) ○○○○]

2. 郵送する書類の目録

3. 郵送する書類の頁数

4. 発送年月日

〔参考 3〕 技術審査の様式例

事務所名：

工事件名：

施工場所：

[illegible]

事務所名：

工事件名：

施工場所：

予定価格：

調査基準価格：

参考 (宮繕) -51

〔参考５〕同種工事の設定例

本資料は、個別工事の技術審査等において審査項目の一つとなる同種工事を設定する際に参考とするための目安を示すものであり、具体の工事においては、当該工事の現場条件や設計条件、技術的特性、地域特性等を考慮して、案件ごとに適切に設定するものとする。

１．設定項目

次に示す項目を標準とし、当該工事に必要な技術力を勘案して決定する。特殊な工事の場合あるいは工事場所及びその周辺の状況により必要な場合は、適宜、項目及び設定条件を追加・変更する。

（１）一般条件

建築工事及び建築設備工事の同種工事については、原則として、構造種別、地上又は地下階数、建物規模、建物用途種別を設定する。

（２）特殊技術条件

工事の特徴に応じて、特に必要な場合には下記の条件を設定する。なお、工事の難易度が比較的高いものにあつては、原則として特殊技術条件を設定するものとする。

（イ）特殊構造条件（建築工事の場合のみ）

（ロ）特殊設備条件（建築設備工事の場合のみ）

（ハ）工事種目（建築設備工事の場合のみ）

２．一般条件の設定例

１ 構造種別	
設定例	①鉄骨鉄筋コンクリート造の場合 「鉄骨鉄筋コンクリート造」とする。 ②鉄筋コンクリート造の場合 「鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造」とする。 ③鉄骨造の場合 「鉄骨造又は鉄骨鉄筋コンクリート造」とする。
留意事項	当該工事の対象施設が複数の構造種別を採用した施設である場合、上記のいずれにも該当しない場合等は、設計内容等を勘案のうえ、適切に設定する必要がある。
２ 地上階数及び地下階数	
設定例	①地上階数 当該工事の対象施設の地上階数を超えない範囲で設定する。

	ただし、建築設備工事にあつては、11階を超えない階数とする。 ②地下階数 原則として、建築工事の場合のみ、当該施設の地下階数を超えない範囲で階数を設定する。
留意事項	・当該工事の対象施設の建物規模、地上階数及び地下階数並びに構造種別とモデル庁舎との関係を勘案しつつ、当該施設の地上階数及び地下階数を超えない範囲で設定する。
3 建物規模	
設定例	以下の分類に応じて、原則として新営予算単価のモデル庁舎の標準値（面積）又は下限値（面積）で設定する。ただし、当該施設の建物規模が概ね1,000㎡を上回る場合において、当該工事の特性により綿密な規模設定が必要な場合は500㎡単位で設定する。 ①当該施設の建物規模が概ね 1,000㎡以下の場合 必要な建物規模を設定する。 ②当該施設の建物規模が概ね 1,001㎡以上 2,000㎡以下の場合 1,000㎡以上又は 1,500㎡以上とする。 ③当該施設の建物規模が概ね 2,001㎡以上 3,000㎡以下の場合 2,000㎡以上とする。 ④当該施設の建物規模が概ね 3,001㎡以上 4,500㎡以下の場合 3,000㎡以上とする。 ⑤当該施設の建物規模が概ね 4,501㎡以上10,000㎡以下の場合 4,500㎡以上又は 6,000㎡以上とする。 ⑥当該施設の建物規模が概ね10,001㎡以上20,000㎡以下の場合 10,000㎡以上又は15,000㎡以上とする。 ⑦当該施設の建物規模が概ね20,001㎡以上50,000㎡以下の場合 20,000㎡以上又は30,000㎡以上とする。
留意事項	・当該工事の対象施設の建物規模とモデル庁舎の関係を勘案の上、当該施設の延べ床面積を超えない面積で設定する。 ・概ね50,000㎡を超える場合は、これによらず、適宜、必要な技術力を確保できる範囲で設定する。 ・建築設備関係工事にあつては原則として30,000㎡を超えない範囲で設定する。 ・当該施設が複数の棟からなる施設の場合は、設計内容を勘案し、最大規模の棟の床面積又は全体の合計面積を上限として設定する。
4 建物用途種別	
設定例	当該工事の対象施設の空間構成の特徴に応じ、用途ごとに異なる技術的特性により分類される類型を標準として、類型の一つ又は複数の組み合わせ

	せにより設定する。 [類型の設定例] I 事務所・庁舎 事務所・庁舎又は類似施設（事務室（上級室を含む。）、会議室、研修室及び人文科学系研究室の合計面積が過半を超える施設をいう。） II 情報通信施設 （高い耐震・防災・防犯安全性を求める施設に限る。） 情報通信施設又は類似施設（電子計算機室及び情報通信機器室の合計面積が過半を超える施設をいう。） III 研究施設 研究施設（人文科学系のものは除く。）又は類似施設（実験室、研究室（人文科学系のものは除く。）の合計面積が過半を超える施設若しくは病院（患者20人以上の収容施設を有し、手術室を有するものに限る。）をいう。） IV 医療施設 病院・診療所又は類似施設（手術室、集中治療室、診療室、病室及び医療検査室の合計面積が過半を超える施設をいう。） V 研修施設・学校 研修施設・学校又は類似施設（視聴覚室、研修室、教室、ゼミ室及び教員室の合計面積が過半を超える施設をいう。） VI 集合住宅・宿泊施設 集合住宅・宿泊施設又は類似施設（宿泊室及び寮室の合計面積が過半を超える施設をいう。） VII 美術館・博物館・図書館 美術館・博物館・図書館又は類似施設（収蔵室、展示室、資料室、図書室、書庫及び閲覧室の合計面積が過半を超える施設をいう。） VIII 劇場・会議場 劇場・会議場又は類似施設（ホール、講堂、ホワイエ、会議室及び視聴覚室の合計面積が過半を超える施設をいう。） IX その他の施設 ・体育館・屋内運動施設 体育館・屋内運動施設又は類似施設（体育館、屋内運動室、柔剣道室、屋内プール、観覧席及び更衣室の合計面積が過半を超える施設をいう。） ・交通車両施設 交通車両施設又は類似施設（建物内の車検場、コンテナ・貨物倉庫又は駐車場の合計面積が過半を超える施設をいう。）
--	---

留意事項	・類似施設の考え方 ①類似施設の条件となる構成室には、これに類する室を含む。 ②類似施設の条件となる構成室の合計には、これに付随する共用部分を含む。 ・実績と見なす複合用途の建築物の考え方 ①同種工事として認める建物用途種別の部分が同種工事として求める建物規模以上ある建築物については、同等の実績があるものと見なす。 ②同種工事として認める建物用途種別の部分が全体の過半を占め、かつ全体が同種工事として求める建物規模以上ある建築物についても、同等の実績があるものと見なすことができる。
------	---

3. 特殊構造条件の設定例

設定例	① コンクリートの設計基準強度 当該工事の対象施設の設計基準強度で設定する。 ② 最大スパン長 設計内容を勘案し、当該工事の対象施設の最大スパン長を超えない範囲で、5 m単位で設定する。 ③ 杭長 当該工事の対象施設の杭長が15 m以上の場合、設計内容を勘案し、当該工事の対象施設の杭長を超えない範囲で、5 m単位で設定する。 ④ 根切底深さ 土質条件、工法等を勘案し、当該工事の対象施設の根切底深さを超えない範囲で、1 m単位で設定する。 ⑤ 軒高 設計内容を勘案し、当該工事の対象施設の軒高を超えない範囲で、5 m単位で設定する。 ⑥ 地下駐車場床面積 駐車場が地下に設置される場合に、設計内容を勘案し、当該工事の対象施設の地下駐車場面積又は駐車台数を超えない範囲で、地下駐車場面積又は駐車台数にて面積設定する。 ⑦ 地下掘削部分の水平投影面積 設計内容を勘案し、当該工事の対象施設の掘削面積を超えない範囲で、100 m²単位で設定する。 ⑧ 免震構造、制震構造、膜構造などの特殊構造 設計内容を勘案し、当該工事の対象施設で採用した同種の特殊構造を設定する。
-----	---

	⑨ 特殊工法 逆打ち工法など特殊な工法を採用する場合に、設計内容を勘案し、当該工事の対象施設で採用した同種の特殊工法を設定する。 ⑩ 伝統的手法、保存改修技術 数奇屋造りなどの伝統的手法を採用する場合、歴史的に価値のある建築物の特殊な保存改修技術を採用する場合に、設計内容を勘案し、当該工事の対象施設で採用した同種の伝統的手法、保存改修技術を設定する。 ⑪ 特殊な工事場所 当該工事の対象施設の工事場所が、海中工事など特殊な条件下にある場合に、当該工事の対象施設の工事場所と同種の条件を設定する。
留意事項	建築工事に必要とされる技術力の確保に際し、一般条件以外に追加項目が必要とされる場合に、対象規模の範囲内で必要最小限の特殊構造条件を設定する。

4. 特殊設備条件の設定例

設定例	①昇降機設備の場合 技術的条件として、昇降機の用途、定員、速度、運転操作方法等について、当該工事の範囲内で設定する。 ②特別高圧（7000V超）の受変電設備の場合 技術的条件として、受変電設備の電圧について、当該工事の範囲内で設定する。 ③クリーンルーム及び電磁波シールド室 設計内容を勘案し、面積及び性能クラスを設定する。 ④大規模情報処理施設、放射線取扱い施設等 設計内容を勘案し、対象施設と同種の特殊設備内容を設定する。
留意事項	建築設備工事に必要とされる技術力の確保に際し、以下に該当する場合等で、一般条件以外に追加項目が必要とされるときに、当該工事で求める範囲内で必要最小限の特殊設備条件を設定する。 ・一般的な工事に比べ規模が大きい設備システムが含まれる場合 ・特殊な機能を要求される設備が含まれる場合 ・当該工事の施工品質に大きな影響を与える技術的な条件等が存在する場合 ・高度の施工技術経験が必要とされる場合

5. 工事種目の設定例

設定例	①電気設備工事の場合 電灯設備、動力設備、構内交換設備などから必要な工事種目を設定する。 ②暖冷房衛生設備工事の場合 空気調和設備、給水設備、排水設備などから必要な工事種目を設定する。
留意事項	建築設備工事に必要とされる技術力の確保に際して必要な場合に、当該工事に含まれる工事種目のうち必要最小限の工事種目を設定する。